

カンボジア日本大使館面談記録 1月17日午前

大使館側；明瀬二等書記官、

ミッション側；天野、椿本、末武、大塩

JICA 側；益田

大使は日本に帰国中である。参事官は他の会議に出席中である。

カンボジア政府の各省庁には JICA の専門家が何人かいるから、その方から情報収集したほうがよい。商業省に小川さんがいる。訪問してほしい。12 年度からカンボジアの要請書は同じタイミングで日本に提出した。その中に中小企業案件もあった。いろいろな支援を求められる国である。4つの分野が重要であろう。1) 農業 (GNP の 40%が農業生産で、人口の 70%が従事) 2) インフラ復旧 (2本の幹線道路 (タイプノンベンーベトナムとシアヌークビルーノンベン) がまず急務) 3) 行政改革 (軍人・警察と公務員の人員削減) 4) 教育・人材支援 (政府の受け入れ能力が低くかつ優秀な人材が少ないので外に研修に出せない。)

繊維産業が工業産業の 80-90%である。食品加工もあるかもしれない。外国投資家は見込みがないとすぐに撤退してしまう。中小企業もすくない。観光資源を利用して地方で産業展開したいと思っている。工業省は標準化に取り組んでいる。日本から商社が 2-3社来ている。マレーシア・インドネシア・タイ・台湾からリスク覚悟で投資している。先進国は来ていない様だ。ただアメリカの電力のピーコンヒル社が IPP の案件で来ているがその話はまだ進行中と聞いている。CDC で投資の話は聞けるだろう。華僑は縫製産業に進出しているが先細りの様だ。靴とかテレビがシンガポール企業によって扱われている様だ。昨年鈴木自動車は 50人ぐらいの従業員でバイクの製造を開始する予定。工業地域は特別に指定されていないが空港の南側とタワマーク地区及び国道 4 号線沿いが工業開発されつつある。JETRO に話しを聞いてほしい。

カンボジアは連立政権だが、人民党が実権を握っていてフンシンベック党は弱体化している。農民は以前土地を分け与えられたが今の無秩序な資本主義体制で小作農民や裕福な農民が発生している。ODA は日本以外にフランス・アメリカ・ADB が行っている。フランスはソフトに特化している。カンボジアの大学はフランス語も使っている。英語の学校もある。フンセン首相自身英語の勉強をしている。日本はトップドナーなので一般的評価は高い。草の根協力も知られている。起工式等のセレモニーにはフンセン首相や日本大使もよく出席される。NGO を通して世銀やユニセフが農業開発案件を手がけている。観光客は年間 40 万人で日本人は 2 万人か。2001 年度からの 5 年計画があるので計画庁で入手してほしい。3 年計画 (PIP-Public Investment Planning) もある。読み書きできれば初等教育の先生になれる。今は教員養成の理数科教育に特化している。名古屋大学の先生と専門員 2 人が行っている。

Ministry of Justice (Cambodia)

1. 日時： 2000年1月17日 15:30 ~17:00
2. 相手側出席者：  
LY Vouch Leng (Secretary of State)
3. 調査団側出席者： 相馬、天野、椿本、大塩、末武  
(同席) : 坂野一生、今和泉 (JICA Expert)、
4. 面談概要

JICA現地職員の通訳(英語—現地語)により行った。

最初に天野団員から今回調査の趣旨・目的等について説明した後、質疑に入った。

商法(Commercial law)の分野では、コモンロー又は英米法を採択することが1996年2月28日付けのDirective 241に定められている。

現在、坂野専門家等の支援を受けて、民法、民事訴訟法についての草案を作成している。しかし、当然のことであるが、その採択の是非については議会在が決定する。

刑法、刑事訴訟法は既に草案が出来ており、現在検討中である。

( The Constitution of the Kingdom of Cambodia は、1993年9月21日に成立・施行されており、そのArticle 38の3項で、 The prosecution, arrest, or detention of any person shall not be done except in accordance with the law. と規定されている。 )

商業登記制度の整備も終わった。

Cambodia 憲法では所有権を保障しているが、土地所有権はクメール国籍を有する法人又は個人にのみ認められる。

( The Constitution of the Kingdom of Cambodia

Article 44:

All persons, individually or collectively, shall have the right to ownership. Only Khmer legal entities and citizens of Khmer nationality shall have the right to own Land.

Legal private ownership shall be protected by law.

The right to confiscate properties from any person shall be exercised only in the Public interest as provided for under the law and shall require fair and just Compensation in advance. )

Cambodia では、憲法では議員立法も認められているが、大部分は政府提案によっている。予算を伴う法律改正は議員から発案することはできないことになっている。

( The Constitution of the Kingdom of Cambodia

Article 91:

The deputies and the Prime Minister shall have the right to initiate legislation.

The deputies shall have the right to propose any amendments to the laws, but, The proposals shall be unacceptable if they aim at reducing public income or increasing the burden on the people. )

公布手続きの重要性については認識しているが、予算の不足もありうまく進んでいない。税の徴収率が悪い原因としては、法令の周知徹底が不足しているという点もあると思う。今後は、掲示板による公示についても考える必要があるかもしれない（ただし、法律の公布については憲法 93 条によって Official Gazette によることが定められている）。ラジオ、テレビ等による広報も必要であると考えている。

( The Constitution of the Kingdom of Cambodia

Article 93:

Any law approved by the National Assembly and signed by the King for its promulgation, shall go into effect in Phnom Penh 10 days after signing and throughout the country 20 days after its signing.

Law that are stipulated as urgent shall take effect immediately throughout the country After promulgation.

All laws promulgated by the King shall be published in the Official Gazette and Published throughout the country in accordance with the above schedule. )

税法の公布の重要性については認識している。

( The Constitution of the Kingdom of Cambodia

Article 57:

Tax collection shall be in accordance with the law. The national budget shall be Determined by the law. )

Commercial Law については Ministry of Commerce、租税法その他の税制度については Ministry of Finance の所管なので、そちらで聞いてほしい。

## 5. 収集資料

### ① INTERNATIONAL CONFERENCE ON CAMBODIAN LEGAL AND JUDICIAL REFORM IN THE CONTEXT OF SUSTAINABLE DEVELOPMENT

(1998年6月に開催された INTERNATIONAL CONFERENCE ON CAMBODIAN LEGAL AND JUDICIAL REFORM IN THE CONTEXT OF SUSTAINABLE DEVELOPMENT における Opening Remarks において、Minister of Commerce が次のように述べている；資料 P.13-14)。

We find ourselves geographically located in the middle of a region of the world where the major unofficial language of trade and commerce is English—in fact, the official language of ASEAN is English—and where many countries have a common law or Anglo-Saxon legal tradition and current legal system. I have already mentioned that (it) is important for Cambodia to have laws which are consistent with ASEAN. It is equally important that our commercial laws be consistent with those of our major non-ASEAN trading partners, in particular the United States, the European Union member states, Japan, Korea, China, Taiwan and Hong Kong. This need has already been recognized in Directive 241 dated February 28, 1996 of the Council of Ministers, calling for the adoption of the common law or Anglo-Saxon system of law in the commercial law field.

### ② LEGAL SYSTEM of CAMBODIA

#### ③ Legal Aspect of Doing Business in Cambodia

#### ④ LAWS of CAMBODIA

#### ⑤ PROBLEMS FACING THE CAMBODIAN LEGAL SYSTEM

#### ⑥ THE CAMBODIAN CONSTITUTION

#### ⑦ CAMBODIA INVESTMENT GUIDE (May, 1999)

資料⑦が巻末に挙げる List of Major Business Laws and Regulations (年は成立年)

1. Amendment to the Constitution creating the Senate (1999)
2. Financial Management Law for 1999 (1998)
3. Royal Decree on Creation of the Board of Management for Cambodian National Petroleum Authority (1998)
4. Law on Organization and Functioning of the Constitutional Council (1998)
5. Sub-Decree on Build-Operate-Transfer (1998)
6. Sub-Decree on Creation and Functioning of Dry-Port Inspection Bureau (1998)
7. Financial Management Law for 1998 (1998)
8. Order on the Management of State Property (1997)
9. Tax law of 1997 (1997)
10. Labor Law of 1997 (1997)
11. Sub-Decree on Implementation of the 1994 Investment Law (1997)
12. Foreign Exchange Law (1997)
13. Sub-Decree on Construction (1997)
14. Financial Law for 1997 (1996)
15. Nationality Law (1996)

16. Environment Protection and Natural Resource Management Law (1996)
17. General Statute on Public Enterprises (1996)
18. Financial Management Law for 1996 (1995)
19. Law on Organization of the CDC/CIB (1995)
20. Commercial Register Law (1995)
21. Law on Protection of Cultural Heritage (1995)
22. Forest Management Sub-decree (1995)
23. Sub-Decree on Public Procurement (1995)
24. Royal Decree Establishing National Authority for Protection and Management of Angkor Site (1995)
25. Chamber of Commerce Law (1995)
26. Bar Statute (Attorneys) (1995)
27. Financial Management Law for 1995 (1994)
28. Immigration Law (1994)
29. Investment Law (1994)
30. Land Management, Urbanization and Construction Law (1994)
31. Civil Aviation Law (1994)
32. Constitution of 1993 (1993)
33. Sub-Decree on the Management of Commercial Banks (1992)
34. Law on the Management of Financial Institutions (1992)
35. Law on the Organization and Functioning of the National Bank of Cambodia (1992)
36. Land Law of 1992 (1992)
37. Contract Law (1988)

カンボジア大蔵省面談記録 1月18日(火) 午前

大蔵省側；Mr. Aun Porn Moniroth, Ph.D. (Secretary General) その他2名のスタッフ

ミッション側；天野、相馬、椿本、末武、大塩

JICA 側；西

カンボジア経済の80%は中小企業で構成されている。外国から投資がきている。最近政府は法律制度の整備を開始した。中小企業のための法律はまだ不十分である。ADBの助けにより調査を開始した。世界銀行も小零細企業の案件を手がけている。その実行詳細手続きはこれから整備される。国際的な貿易は商業省で聞いてほしい。外国からの投資は幾つかの例外はあるが自由である。土地は所有できない。貿易会社は49%まで株を持つ。小零細企業はカンボジア人によって経営されている。

1999年度の決算が確定していない。2000年度の予算はまだ決まっていない。1999年度のカンボジアGDPは約4,000百万US\$であり、税収入総額はGDPの約9.5%である。そのうち46%が関税収入で54%が所得税付加価値税等の国内税金収入である。税務署の数は各地方に本部があり又支部もある。税務職員は1,000人以上で、別に関税事務所の職員も1,000人以上いる。7つの税収上重要な地域がある。

Law of Investmentが投資を歓迎する法律である。例えば500,000\$以上の投資をすれば、20%でなく9%の法人税や8年間の利益に対する免税、5年間の赤字の繰越、関税の免除等がある。中小企業のための優遇税制はない。別の政策がある。正確な会計帳簿が作成されないのが概算課税を実施している。業種別に売上額とか生産能力から合理的に利益額を推定して課税額を算定している。納税者に合意して納税してもらっている。その推定方式は個別的なので公式は確立していない。正確な会計のため会計代行も勤めている。昨年から付加価値税10%の導入で税収の公平を図っている。

税務職員の教育は大事である。大蔵省の敷地内にある研修所で定期的実施している。税法の規則および税務調査や徴税方法についても研修している。税務調査に重点を置いている。海外で研修を受けさせている例もある。専門家を招いている。納税者に対しては説明会や案内パンフレットを配布している。付加価値税導入の時ワークショップをよく実施した。税務署を訪問してほしい。

今後関税率は下げていく予定である。アセアン諸国に加盟したので貿易を振興したい。新しい税金は作り出す様になるだろう。付加価値税は新しい税金であった。英語版の税法とか申告用紙も用意し始めた。

収集資料；Law on Taxation (英語版)

Economic and Financial Review (3Q 1999)

申告用紙

1999 budget

## 議事録

日時：01/18/00 14:30-16:30

場所：カンボジア計画省 (International Relation Department, Ministry of Planning)

Mr. Sourn Sokhim, Deputy Director

Mr. Po Mao, Deputy Bureau Chief of ASEAN

Mr. Chang Ratha, Deputy Chief of Multi International Lending

JICA ミッション側：天野、相馬、西、椿本、大塩、末武

1. 天野さんの JICA ミッションの目的説明及びメンバー紹介

2. カンボジア計画省 International Relation Department の Deputy Director である Sourn Sokhim 氏のカンボジア計画省の業務説明

2-1. カンボジア計画省の組織

・ 国家計画策定業務を担当している General Directorate of Planning と、統計関係の業務を担当している National Institutes of Statistics、地方事務所及び人事、総務、経理等の事務関係を司っている管理部門、内部業務監査の 5 つの機能部門から構成されている。

・ 国家計画策定を掌握している General Directorate of Planning には、以下の 5 つの部がある。

- General Planing Department

- Economic Planing Department

- Social Planing Department

- Investment Planning Department

- International Relation Department (ここが面会した部門で、国際援助機関の対応窓口)

・ 統計関係を掌握している National Institutes of Statistics には以下の 4 つの部がある。以前は 6 つの部に分かれていたが、最近この 4 つに統合した。

- General Statistics Department

- Economic Statistics Department

- Social Statistics Department

- Demographics Statistics, Census and Survey Department

・ 各地方に事務所があり、そこから上がってきた計画をまとめている。さらに、各省庁からも計画が上がってきて、この計画省でそれらの計画をまとめ、必要であれば調整し、予算を試算し、大蔵省に計画をまわす。大蔵省で予算の手当てができていたことが確認されれば国会にかけられて国家計画として承認され、実施される。

・ General Planing Department が国家 5 ヶ年計画策定担当部署であり、この 5 ヶ年計画を基に、3 年間のローリングプラン(Public Investment Programme 1999-2001 が

Investment Planning Department で作成されている。

- ・ 計画省は、計画の調整と実施をモニタリングすることが役割の主眼で、投資委員会等との投資計画策定機関との役割の重複もなく、コンフリクトは生じていない。

## 2-2. カンボジアの国家 5 ヶ年計画

- ・ 第 1 次カンボジア国家 5 ヶ年計画(First Five Year Socioeconomic Development Plan 1996-2000) は、アジア銀の援助で 1997 年 1 月に完成した。これは国家の方向性や開発の方針、人的資源の強化といったいわゆるコンセプトを記載することが主眼になっていて、残念ながら、今回の JICA プロジェクトの調査目的である中小企業に特化した詳細な計画は記載されていない。

- ・ この国家計画では、いくつかの地域を重点開発地域に取り上げ、さらに農業振興を政策の中心に据えている。

- ・ また、中小企業政策では、現在の農業、灌漑、排水といった農業関係への投資からもっと工業地域への外国投資を誘致する方向を打ち出している。

- ・ これに基づいて、この実施計画とも言うべき 3 年間のローリング計画が策定され、こちらでより具体的な数字や予算が決められている。

- ・ 第 1 次 5 ヶ年計画は、アジア銀の援助で策定し、成功したが、2000 年、すなわち今年で終了してしまう。問題は、第 2 次 5 ヶ年計画で、現在の所、アジア銀が援助してくれるのかどうか、他の援助機関が援助してくれるのか不透明で、ドラフト作成に取りかかりたいという意向は強く持ってはいるが、作業が進んでいない。計画省だけでは、策定できる人材も不足しているし、予算も十分ない。JICA にも専門家を派遣してくれるように要請したが、返事がない。5 ヶ年計画のくわしい情報が必要であれば、General Planning Department にコンタクトして欲しい。

- ・ 第 2 次 5 ヶ年計画では、ラオス国境地域のいくつかの県の農業振興と、Kandal 県の軽工業振興を打ち出したいと考えている。農業振興と言っても、椰子油やコーヒーといった換金作物の増産や振興を中心にさらなる発展に繋げていきたい。

- ・ 問題は道路やその他のインフラで、インフラ整備がとても重要である。作物を収穫しても、プロンベンに持ってくる道路のアクセスが良くないし、タイ等へ輸出するための道路の整備も緊急重点課題である。

## 2-3. カンボジアの経済と政府規制

- ・ 1997 年以前は公社が増加する傾向にあったが、規制の関係で 1997 年以降は公社の、特に森林関係の会社や縫製関係の公社が減少している。

- ・ 林業関連産業に関しては、資源保護の観点もあるが、まず、地方税が 40%から 54%に引き上げられた。さらに、森林伐採後の植林を義務付け、全部の伐採を禁止した。さらに、伐採許可地域を限定した。最後に、木材市場そのものが縮小し、これらの理由から森林関



係産業に関係している企業の数が増加した。

- ・ 縫製関係では、名目だけ登録し、指定国家との輸出入を行わないで、別の国に密輸するケースが多く、米国から強く抗議された。さらに、商業省が市場開放、自由貿易政策を打ち出し、完全自由競争になったので、弱い縫製企業はたちうちできなくなった。また、治安の問題も含め、公社の不審な活動をきちんと取り締まり、付加価値税 10%を全商品に課すことにした。このため、縫製工場が増加した。

- ・ 農業振興では、農業用機械産業を育成することが有功で、それが工業振興にも繋がるという指摘は十分正しいと思う。しかし、中国政府が、カンボジアへの農業機械の支援を約束し、また、商業省としても、市場開放を行いたいという意向なので、むしろ自由に農業機械メーカーが入ってくるという状態になると思う。

#### 2-4. 計画書からの入手資料

- ・ 計画省の組織図(The Organization Chart of Ministry of Planning)
- ・ First Five Year Socioeconomic Development Plan 196-2000
- ・ Summary, First Five Year Socioeconomic Development Plan 196-2000
- ・ Public Investment Programme 1999-2001

**Ministry of Social Affairs, Labor, Vocational Training & Youth Rehabilitation  
(Cambodia)**

1. 日時： 2000年1月19日 9:00 ~10:30
2. 相手側出席者：  
Oum Mean (General Director)  
H.E.Ta (Advisor of Ministry)  
Kim Son (Director, Employment and Man Power)  
Uok Somvithiea (Director, Social Security) 他、計9名
3. 調査団側出席者： 相馬、天野、椿本、大塩、末武  
(同席) : (JICA Cambodia Office)、林 民夫 (JICA Expert)
4. 面談概要

省名は当初は、Ministry of Social Action, Labour and Veteran Affairs と称していたが、現在では、Ministry of Social Affairs, Labor, Vocational Training & Youth Rehabilitation となっている。

現在の主な目標は

- ① 一般国民、労働者の福祉向上
- ② 売春の防止
- ③ 密輸の取り締まりである。

我が省の主な活動は次の6つである

- ① 労働法の施行状況についての監督
- ② 雇用の円滑化
- ③ 社会保障
- ④ 職業訓練(Vocational Training)
- ⑤ 労働市場の適正化
- ⑥ 勤労者の健康管理

職業訓練(Vocational Training)は、教育省が行っている教育とは異なり、2つの目標がある。一つは労働市場の需要に応えること、二つ目は貧困者の短期訓練である。後者については終了後に少額の貸付も行う。修理、起業、就職のための資金に充てるためのものである。

職業訓練所(Vocational Center)は、各 province に設置している。タイと共同で設立したものもある。国際的援助機関の支援を受けたものもあり、日本の JICA の支援も受けている。

訓練の例としては、裁縫、小型エンジンの修理等がある。

労働市場の整備については、国内に限定せず、国外についても想定している。

Labour Law は、1997年1月10日に国会で可決、1997年3月13日に施行されている。もともと我が国には1972年、1992年に成立した労働法があったが、1993年9月の新憲法の成立・施行に伴い新規に立法したものである。旧法規を統合して草案を作成した。草案作業には2年程度を要したが、フランス、米国、ILO等による協力を受けた。

労働災害保障、私企業労働者の退職年金などを規定する社会保障法は未だ制定されていない。現在その草案を準備中である。

## 5. 収集資料

- ① LABOUR LAW (World Bank)
- ② IMPLEMENTING REGULATIONS OF THE LABOUR LAW (World Bank)
- ③ INTERNATIONAL LABOUR CONVENTIONS (World Bank)

## 6. 参考

### ( The Constitution of the Kingdom of Cambodia

#### Article 36:

Khmer citizens of either sex shall enjoy the right to choose any employment according to their ability and to the needs of the society.

Khmer citizens of either sex shall receive equal pay for equal work.

The work by housewives in the home shall have the same value as that they can receive when working outside the home.

Every Khmer citizen shall have the right to obtain social security and other social benefits as determined by law.

Khmer citizens of either sex shall have the right to form and to be members of trade unions.

#### Article 37:

The right to strike and to non-violent demonstration shall be implemented in the framework of a law.

#### Article 46:

The commerce of human beings, exploitation by prostitution and obscenity which affect the reputation of women shall be prohibited. A woman shall not lose her job because of pregnancy. Women shall have the right to take maternity leave with full pay and with no loss of seniority or other social benefits.

The state and society shall provide opportunities to women, especially to those living in rural areas without adequate social support, so they can get employment, medical care, and send their children to school, and to have decent living conditions.

#### Article 75:

The State shall establish a social security system for workers and employees. )  
( Labour Law

#### Article 1

This law governs relations between employers and workers resulting from employment Contracts to be performed within the territory of the Kingdom of Cambodia, regardless of Where the contract was made and what the nationality and residences of the contracted Parties are.

This law applies to every enterprises or establishment of industry, mining, commerce, Crafts, agriculture, services, land or water transportation, whether public, semi-public or private, non-religious or religious; whether they are of professional education or charitable Characteristic as well as the liberal profession, associations or groups of any nature whatsoever.

This law shall also apply to every personnel who is not governed by the Common Statutes for Civil Servants or by the Diplomatic Statutes as well as officials in the public service who are temporarily appointed.

This law shall not apply to :

- a) Judges of the Judiciary.
- b) Persons appointed to a permanent post in the public service.
- c) Personnel of the Police, the Army, the Military Police, who are governed by a separate Statute.
- d) Personnel serving in the air and maritime transportation, who are governed by a Special legislatin. These workers are entitled to apply the provisions on freedom of union under this law.
- e) Domestic or household servants, unless otherwise expressly specified under this law. These domestics or household servants are entitled to apply the provisions on freedom of union under this law.

新憲法制定(1993年)後もしばらくの間は、フランス植民地主義の色彩が強い法律を暫定的に適用していた。この暫定法では、労働組合の結成等は認められていたが、スト権は認められておらず、新憲法及びILO条約等に沿った労働法制の整備が課題となっていた。

収集資料①では、前書きで、Pre-independence era、 Pre-independence era to 1970、 From 1970 to 1975、 From 1979 to 1992、 From 1993 to Present の5段階に分けて、Cambodiaにおける労働法制の変遷について概説している。

カンボジア商業省面談記録 1月19日(水) 午後

商業省側； Mr. Mao Thora( Director General )、 Mr. Prak Nork( Director- export promotion department )

ミッション側；天野、相馬、椿本、末武、大塩

JICA 長期専門家；小川 ( JICA advisor )

1997年にADBは専門家2名を派遣して中小企業振興の法律を調査した。商業省は今でも中小企業振興を希望している。しかし商業省には facility (設備能力)がない。まず教育を施したい。特定の産業分野を選んで調査して地域を決めたい。資金不足の問題もあるのでNGOの支援を仰いでいる。技術の移転もある。川での魚獲をビジネスにしている。織物事業もある。資金に利息を付けて融資している。成功には資金と能力が必要である。

日本の調査団は何を援助してくれるのか？カンボジアでどんな経験があるのか？政策とその法律の実行が必要である。外国と密接に関係しているNGOアウシダは小企業に資金を融資している。技術のある人で返済してくれる信頼できる人に噂によると高利で貸しているらしい。その資金は有益無益様々である。商業省が支援しているNGOは農民に貧困対策を施している。資金は利子が無く返済しなくてよい。1997年に来たアメリカのNGOはアフリカの経験があり農業省と連携して家畜に特化してミルクを販売し成功した。肉の販売はカンボジア人の性格になじめず失敗した。タイの業者は鶏と卵の生産でカンボジアで成功している。

現在産業振興政策は、不十分である。理由は経験が無く資金が無く管理運営できないからである。輸出は農業産品を希望しているが、アセアンの市場が厳しく、品質の問題もあり容易でない。制度の改革が必要だろう。カンボジア人が株を51%以上保有している会社が貿易業務に従事できるので外国資本企業は輸出できない。これを修正して外国の消費者の需要を理解している企業にカンボジア製品を輸出させたい。日本からの投資家が起業してほしい。カンボジア製品の質は家内工業で生産されているから近隣諸国と比べても劣る。技術不足でまねできない。

1月よりセミナーを開催して製品と海外市場に焦点をあわせている。タイのシステムを受け入れている。カンボジア人はグループを形成していくことが良いだろう。農業省は商品を選別しドイツ・ベトナムから専門家を招聘し来週セミナーを開催する。手芸品の生産も振興したい。各地方各種類がある。まだ家内工業のレベルでグループ企業化されていない。組織を作ってくればその人を教育して政府が融資して企業化してほしい。

収集資料；1999 Work Plan—Legislative Drafting & Related Tasks

## 議事録

日時：01/20/00 8:30-9:30

場所：ソフィテルホテル、住友商事株式会社ブノンベン事務所

内田 雄記 (住友商事株式会社ブノンベン事務所長)

JICA ミッション側：天野、相馬、椿本、大塩、末武

1. 天野さんの JICA ミッションの目的説明及びメンバー紹介
2. 内田雄記住友商事株式会社ブノンベン事務所長のカンボジアでの企業活動の状況と問題についての説明

### 2-1.カンボジアの企業の状況

- ・ カンボジアに進出しているのはほとんど華僑系の企業で、華僑系以外はほとんどない。華僑系以外の企業進出という点では、日本のスズキ、繊維関係のハタダ、英国の British American Tabaco ぐらいではないか。まだまだカンボジアはカントリーリスクが高い。
- ・ マレーシアが（投資金額で見ても）最大の投資国である。ただここには木材のコンセッションや油椰子、ゴムのプランテーションへの投資といった商工業以外への投資も含まれている。
- ・ マレーシアは、国道 4 号線沿いのブノンベン近くに工業団地を建設しようとしている。ただ、彼らの設計での仕様では日本企業は入りにくい。日本企業は元気もなく、たぶん日本企業は 1 社もここには進出しないであろう。
- ・ ブノンベン商工会議所の会長、副会長はソキメック社（華僑系）という石油販売会社の役員である。ここは国内最大手だが、石油の販売のみで、精製や採掘はやっていない。ソキメックス社はまだメジャー系の傘下には入っていない独立系である。石油ではメジャー系が進出してきていて、彼らもスタンド販売を始めた。原油も埋蔵されているが、まだ採掘されていない。
- ・ カンボジア企業では、家具屋、鉄板加工、バイクの修理屋といった所だが、こういった商売でも華僑が多い。機械系の製造業では必需品とも言えるプレス機を未だ持っている企業を見たことがない。
- ・ 自動車やバイクの修理屋や部品販売店は増えている。部品は中古車や盗難車を解体して部品売りするとか、密輸しているようである。
- ・ 華僑は商業分野からスタートするのが定型で、ホテル、レストラン、スーパーマーケット等を始め、数年で資本回収を行い、社会情勢が悪くなりそうだと、さっと逃げてしまう。2 年前のフンセンのクーデターの際は、全員あっという間にさっといなくなったが、最近はそのすごい勢いで増えている。
- ・ 工業関係で華僑が投資しているのは、縫製関係だが、女工哀史の世界で、労働争議の話も聞いている。どうしても短期に資本回収を行おうとするので、ひどいことも行われがちになる。

## 2-2. 日系進出企業の抱える問題点

- ・ カンボジアに進出する際によく問題にされるのが、治安の悪さ、法制度の不備、インフラの未整備、労働者の質であるが、あまり知られていなく一番苦勞しているのが、密輸の問題である。

- ・ 法人税等を支払らわれない密輸品にはとても太刀打ちできなく、この取締りも有功に機能していない。最低法人税（創業開始後1年目は免税だが2年目から取られる）、付加価値税等、あらゆるチャンスを入れて、企業から税金を取ろうとする。関税はASEAN加盟のために引き下げざるを得なく、住民税からの歳入もそれほど期待できなく、現地の企業はほとんど零細企業なので、従って、どうしても外国から進出した企業から税金を取らざるを得ないという国家財政上の問題から、国家はきちんと税金を取りたてる。しかし、税金を払っている企業は、密輸品には価格でとても太刀打ちできない。タイ、ベトナム国境から密輸がどんどんされている。

- ・ 国内産業が育っていない状態で、関税による国際産業保護もしないで自由化を推し進めていくと、物資は外国に頼らざるを得ない。従って密輸がはびこる1つの原因になっている。この点ではミャンマーと対照的で、ミャンマーは密輸取締りや国際産業保護はしっかりすぎるくらいしっかりしている。

- ・ 住商は、Eastern Steel Industry という亜鉛鉄板(建材用)の製造を行う会社を、JAIDO、タイ資本、華僑系カンボジア資本、インドネシア資本との合資で設立した。50%以上を外国資本が占める企業は土地所有が認められていないので、土地及び建物は工業省所有のもの借りた。原料調達もカンボジア国内では不可能なので、日本から鉄板及び亜鉛を輸入し、亜鉛鉄板に加工し、製造した製品の100%をカンボジア国内の間屋百社程度に卸している。また、取引形態は現金引渡しを中心だが、信用度により、掛売りも少し行っている。カンボジアにはまだ倒産法もない等商法関係は未整備だが、商売の形態も、現金払いなので、担保の必要もなく、逆にこの点では商法が未整備で、例えば倒産法が無いという状態でもあまり商売上のリスクや困難はない。さらに、米ドルでの取引なので、為替リスクもない。この点では商売がしやすい。

- ・ 米ドルでの取引なので、アジア危機の被害がほとんどなかった。アジア危機は為替差損でやられたわけだが、カンボジアでの実質的な流通通貨が米ドルだということで、変な話だが、アジア危機では逆に有利だった。

- ・ 製造業をカンボジアで起こす場合、国内市場立地型か、輸出立地型かの2つの選択があるが、どちらも難しい。国内市場立地は密輸品に勝てない。輸出も賃金や税金、電気代等を考えるとそう有利ではない。

- ・ 労働法もあり、縫製関係では最低賃金が月40ドルと決められて、他の業種もこれに準じている。就業時間も週48時間と、労働法の内容もそれほど押さえられたものではなく、労働に関しては特に問題はない。ただ、ILO等に合わせ新しいルールを作成中ということである。

- ・ 工員はそもそも失業率が高いので逆にいい人材を採用しやすい。問題はエンジニアの採用で、経験があるいい人材が不足している。ITI: Institutes of Technology という工科大学があり、フランス語教育のレベルが高いと評判がいい大学で、ここに住商は奨学金を出しているの、学生と接触する機会が多い。彼らと話していても、彼らも就職先が無く困っているという話を聞く。民間企業で働きたくても就職先が無く、2 番目の選択として政府の役人になるという。ただ学生は非常に優秀である。

### 2-3.カンボジアの問題点

- ・ 民間企業の最低賃金は月 40 ドルだが、公務員の月給は月 20～30 ドルで、この低い給与が汚職の原因の 1 つになっている。通常、プノンペン市内で生活していくためには、月 200 ドル以上ないと、両親、子供 2 人、妻の平均的な家族を養っていけないと言われている。

- ・ 税務署は巨大な権力も持っているの、逆らえない。ただ汚職がひどい。

- ・ 昨年 12 月 11 日に、インターコンチネンタルホテルで、Government and Private Sector Forum が開催され、フンセン首相みずからが仕切を行った。ここで、フンセン首相が、税関の長官を名指しで挙げ、不正を行ってはいけないと訓諭したが、構造的に末端で不正禁止が守られないので、だれもこれはポーズ（お芝居）と思っている。

- ・ 縫製関係では、米国から与えられたクォーターの分配に関し、賄賂で不正に多く分配し、ライセンスを盾に作った製造品を、ライセンスを隠れ蓑に米国以外に密輸するということがあり、問題になったことがある。

- ・ 土地の登記も不完全で、土地所有者が明確ではない。これがよくトラブルになる。明確なのは 10%程度と言われている。

- ・ まだ、土地を担保に設定するといった段階にまで進んでいない。

- ・ 商業登記は形式的には比較的整備されている。CDC が投資の許認可を行い、商業省が登録を受け付けている。

- ・ 100%外資も認められているが、100%外資だと、さまざまな許認可が得にくい。

- ・ 会計報告では米ドル表示が認められている。

- ・ 電気代がかなり高い。おそらく ASEAN で一番高いのではないか。工業用でも 650 リエル/kw もする。火力発電だが、ディーゼル発電の大型でやっていて、これでは維持費や運転効率性で大変という感じがする。

- ・ 工業関係の中小企業振興という点では、そもそもカンボジアには土台が何もないので、日本企業が進出して育成して欲しいが、呼び込むのが難しい。

- ・ 国内市場立脚でやるにしても、輸出型でやるにしても、つくづく工業には向かない国だと感じている。ただ、商業にはとても向いている国であるという印象も持っている。

### 2-4. 収集資料

- ・ Eastern Steel Industry Corporation 会社案内



## 議事録

日時：01/20/00 14:30-15:30

場所：プノンベン商工会議所 (Phnom Penh Chamber of Commerce)

Mr. Sorn Sok Na, Vice President of Phnom Penh Chamber of Commerce

Mr. Sam Bun Heng, General Director of Phnom Penh Chamber of Commerce

Ms. Chea Somaly, Deputy General Director of Phnom Penh Chamber of Commerce

Mr. Ros Sokha, Sokimex Co., Ltd

JICA ミッション側：天野、相馬、小川専門家、益田、椿本、大塩、末武

1. 天野さんの JICA ミッションの目的説明及びメンバー紹介

2. プノンベン商工会議所の Vice President である Sorn Sok Na 氏のプノンベン商工会議所の業務説明

2-1. プノンベン商工会議所の組織と役割

- ・ プノンベン商工会議所はごく最近できたばかりで、商業省の所管下にある。
- ・ 各県に支部を設置することになっていて、プノンベン商工会議所はその本部機能及びプノンベン地域の商工活動を司ることになっているが、現在の所、実質的な意味で、カンボジアで唯一の商工会議所である。現在約 500 社が会員になっている。商業省に登録されている企業数は約 6,000 社だが、登記のみで活動していない企業も含まれているので、この 500 社が実質的なカンボジアの企業数と言える。
- ・ 会費は無料で、だれでも会員になれる。
- ・ ASEAN 諸国の商工会議所のカンボジアでの代理業務を行う。さらに、さまざまな諸外国の商工会議所との折衝や交流を司る。
- ・ サービスの一環として、外国人の投資に関する相談やアドバイスをを行い、カンボジアの商工業宣伝のためのセミナーや情報提供を行っている。シンガポール、マレーシアといった近隣諸国でカンボジアへの投資のセミナーを実施した。
- ・ カンボジア製品の紹介のためのセミナー開催や展示会主催、参加も行っている。
- ・ さらに仲裁機能も持っていて、企業間のコンフリクトが生じた場合、和解させる権限を有している。
- ・ また、商工業関係団体の利害調整や政府への意見具申を行う。しかし、設立後間も無いということもあり、経験や知識が欠如している。ぜひ、日本の支援を得て、利害調整や、政府への政策提言、交渉といったことをどうやって効果的に行っていくのかをマスターしたいと考えている。ATOS の大阪での研修を受け、日本の商工会議所のやり方のトレーニングを受けた。
- ・ 政策提言という機能で言えば、例えば、Contract Law (契約法) の原案作成で、商工会議所も参画を要請され、参画した。ただ、知識や経験不足を痛感した。商法関係は商業省で原案が作成され、商工会議所や関係省庁が参加する委員会で意見調整され、まとまっ

たものが議会上げられるので、商工会議所が担う役割が大きいですが、知識や経験が不足している。

- ・ 貿易投資委員会にも参画し、貿易振興や投資の呼び込み促進の役割も担っている。
- ・ 会員企業の従業員を対象にした教育も行う義務を有しているが、ジェットロ及び丸紅の協力を得て、縫製工員用のトレーニングを開始したばかりである。もっと現場に有功な教育やセミナーを開催したいのだが、現在の所、資金も経験も人材もなく、本格的に活動できない点が悩みである。また、縫製関係の産業が、現在唯一の外貨獲得産業であり、もっとこの産業を強化するためには、教育を充実させなければならないと考えているが、上記のような状況で、あまりトレーニングを提供できていない。

## 2-2. カンボジアの問題

- ・ 中小企業と零細企業の振興は少し違うと考えている。零細企業振興は必ずしも商工会議所がカバーする範囲とは言えないが、零細企業を中小企業に育てていくという点で、商工会議所は育成する任務を担っている。

- ・ カンボジアの場合、中小企業に手工業者や家族経営の会社も含まれる。

- ・ 商業活動を行っていく上で関連してくる法律が整備されていないので、いろいろな問題が多い。また、既存の法律も実状に合っていない部分が多い。実施にも問題が多い。

- ・ 日本が法律案を作成するのを支援してくれている。

- ・ 縫製関係の企業には大企業が多いが、その他の産業分野ではあまり大きな企業が存在しない。

- ・ 長期的に考えた場合、どの産業が有望なのか分からない。ただ、食品加工分野は重要な産業であると考えている。カンボジアは、米以外の食料品を輸入に頼っているが、例えば砂糖の国内消費だけでもかなりの量があり、砂糖を国内生産することは、国内の消費者の需要にも合致し、カンボジア経済のためにも有功である。こういった食品加工産業を育成していく必要がある。

- ・ カンボジアでは、繊維関係のような、安い労働賃金を生かした労働集約型の産業が有望であろう。

- ・ また、地方での雇用促進のために、地方での産業育成も重要である。

## 2-4. 収集資料

- ・ Law on the Chambers of Commerce (Unofficial translation Prepared by the American Association Cambodia Law and Democracy Project, August 1995)

(注：入手した商工会議所法は非公式のもので、あくまでも参考資料としての利用に限定して欲しいとの先方からの要望。椿本氏の収集印刷資料に商工会議所法が含まれているとの、椿本氏のコメントがあった。)

- ・ Phnom Penh Chamber of Commerce (プノンベン商工会議所紹介パンフ)

- ・ Phnom Penh Chamber of Commerce Monthly Bulletin, Volume 1, Mandate 2, No.2, August 1999

## Council for Development of Cambodia (Cambodia)

1. 日時： 2000年1月21日 8:30～10:00

2. 相手側出席者：

Leaph Vannden (Deputy Secretary General,  
Cambodian Rehabilitation and Development Board)  
An Sophanara (Director Legal Department, Cambodian Investment Board)

3. 調査団側出席者： 相馬、天野、橋本、大塩、末武

(同席) : 梅崎路子 (JICA Expert)

4. 面談概要

総選挙が1993年にあり、現在の内閣は1998年にできた。

CDCは、The Cambodian Rehabilitation and Development BoardとThe Cambodian Investment Boardという2つのBoardから成っている(Law on Investment 4条)。

CDCは、他の関係諸機関と連携して、Cambodiaの振興のために、政策枠組みと戦略を構築するという責務を担っている。

外国からの直接投資(FDI)を誘致することも任務である。

全ての分野の、全ての規模の投資家を、誘致したいと考えている。

SMEの定義や区分については、総資本や従業員数による国が多いが、我が国では総資本US\$200以下の企業を小企業と考えている。企業数では99%がSMEである。

企業数では24千のSMEがあり、その大部分は家族企業である。その70%がPhnom Penhに、30%が地方に所在する。

総資本US\$5,000以下の企業が70%を占める。繊維、食品製造、金属産業等に属する。食品製造関係が約51%を占めており、米関連産業が多い。醤油製造業もある。

SME政策の問題点としては、貸付利用についての困難性、利用できたとしてもその場合の高利率、経営能力の不足、資本コスト、情報収集力や技術力の不足、マーケット力の不足等である。

地方農村部のMicro企業へのMicro Creditとしては、Rural Development Bankから末端のNGOへの2 Step Loan方式をとるようにしている。

投資法の施行に関する政令(Sub-Decree No. 88 ANK-BK Dated December 29, 1997 On The Implementation of the Law on Investment of The Kingdom of Cambodia)には、誘致育成を図るべき投資セクターのリスト(List of Investment Sectors to which Incentives shall apply)が挙げられている。

Law on Investmentの8章では、投資に関連した紛争が生じた場合の解決手続きについて規定している。

SMEについての効果的な育成策があれば、ご教示いただきたい。

BOT 方式によるプロジェクトの例としては、ホテル、空港施設等がある。BOT 方式によるプロジェクトについては、CDC から Council of Ministers の承認を申請することになっている投資法の施行に関する政令 9 条)。

## 5. 収集資料

Laws & Regulations on Investment in the Kingdom of Cambodia  
Cambodia Investment Guide

## 6. 参考

Seminar on Legal System Related to Foreign Direct Investment (Sponsored by JICA)では、企業の 83%が従業員 10 人以下、16%が 10～50 人という数字を挙げている。

World Bank Legal Advisors Office による 1999 Work Plan では、次のように述べられている。

### 1. Tasks

#### (A) Finish drafting all the laws of the Commercial Code

- 1) Business Organizations (Commercial Enterprises) Law
- 2) Commercial Contracts
- 3) Commercial Arbitration
- 4) Trademarks
- 5) Bankruptcy
- 6) Product Liability
- 7) Commercial Registration
- 8) Chamber of Commerce
- 9) Agency
- 10) Secured Transactions
- 11) Personal Property Leasing
- 12) Advertising
- 13) Unfair Competition

#### (B) Translate draft laws into Khmer

(C) Secure approval of draft laws from the Minister of Commerce, the Secretary of State for Commerce and senior Ministry staff, revising laws as needed after their input.

(D) Expose draft laws for comments and further input from other relevant ministries of the Royal Government, NGOs, Bar Association, Chamber of Commerce, law and accountancy firms and other private sector organizations, making revisions if comments have merits.

(E) Assist MOC in shepherding laws through the entire legislative process by explaining laws and

responding to questions from Council of Ministers, Council of Jurists and all relevant committees and subcommittees of the National Assembly, etc., revising these laws as necessary during this process.

- (F) After passage of laws by National Assembly, draft subdecrees and other regulations, official forms, official procedures, etc. for the MOC in order to implement the new laws.
- (G) Train MOC staff in operation and application of new laws and regulations and new office and administrative procedures.
- (H) Assist MOC staff in administrative restructuring as needed to implement new laws and regulations.
- (I) Train other interested organizations in operation and application of new MOC laws.

## 2. Current Status of Tasks

i) The following eleven laws have already been drafted in English and Khmer and presented to the Minister of Commerce for approval (Tasks A, B and part of C above)

- Law of Commercial Enterprises (corporations, partnerships and sole proprietorships)
- Law on Product Liability
- Commercial Arbitration Law
- Law on Enforcement of Foreign Judgements
- Trademark Law
- Law on Advertising
- Law on Unfair Competition
- Law of Secured Transactions
- Law concerning Leases of Personal Property
- Commercial Contracts Law
- Law of Agency

ii) The Bankruptcy Law has been drafted in English and is currently being translated into Khmer. This law should be ready for presentation to the Minister of Commerce by the End of March, 1999.

iii) The Law of Commercial Enterprises has already been presented to the LRU/Council of Jurists in September 1998.

## 議事録

日時：01/21/00 10:00-11:30

場所：カンボジア工業省 (Ministry of Industry, Mines and Enrgy)

Mr. Hul Lim, Under Secretary of State

Mr. Sin Sona, Deputy Director, Department of Industrial Affairs

Mr. Puth Keat, Chief of Small Scale Industry and Handicraft

JICA ミッション側：天野、相馬、小川専門家、西、椿本、大塩、末武

1. 天野さんの JICA ミッションの目的の説明及びメンバー紹介

2. カンボジア工業省の Under Secretary of State である Hul Lim 氏及び Deputy Director, Department of Industrial Affairs である Sin Sona の説明

2-1. カンボジア工業省の組織と役割

・ カンボジア工業省は主に 3 つの分野を掌握している。1 つは工業局が管轄している工業分野で、この中に中小企業も含まれる。2 番目の分野はエネルギー関係、3 番目の分野は鉱山関係である。

・ 工業局は 3 部門からなりそのうち第 2 部門が中小企業を扱っている。ここで掌握している中小企業には、手工業業も含まれる。

・ 中小企業振興は、カンボジア経済にとって非常に重要な問題であるが、振興状況がきわめて遅れていて、しかも法的整備が未だにあまり進んでいない分野でもある。もっと振興させていかなければならないと痛切に感じていた所なので、今回の JICA チームの調査は、まさに工業省が待ち望んでいたものである。

2-2. 中小企業振興関係の法律の整備状況

・ 政府は、1995 年に Factory Law の案を作成し、council ministry に提出した所で、現在国会で検討されている段階であるが、残念ながら、この法律ではあまり中小企業振興のことは考慮されていなく、むしろ中から大企業のことには焦点が当てられているものである。

・ 投資法もできているが、まだ議会承認が得られたものではない。欧米からの支援で原案を作成した。縫製産業に対する投資が現在もっぱらであるが、何らかの整備及びさらなる投資促進が必要である。ただ、きわめて急速にこの産業の開発が進んだので、法整備が追いついていない状況である。投資法はもっぱら輸出産業向けの法だが、ここでも国内産業をどうするかという観点で欠如している。

・ まだ構想段階だが、中小企業振興法を作りたいという強い要望を持っている。

2-3. 工業化計画

・ 工業省は、1998-2003 の工業振興計画(Industry Plan and Actions 1998-2003)を作った。この中で、5 つの重点産業を取り上げ、振興させていきたいという計画を策定

した。これは投資法(Investment Law)と内容的に整合性を持っている。5つの重点産業とは、農業加工品、観光産業、農業機器、教育機器、輸出向け裾野産業である。

- ・ 外国投資の誘致のために、機械産業に関しては100%の免税措置を取るという計画を打ち出したが、国際援助機関の圧力で撤回せざるを得なかった。国際援助機関であるIMFや世銀は、このような政策を行きすぎと考え、あまりにもインセンティブを与えすぎであるとクレームを付けられた。しかし、工業省としては、これでもまだインセンティブが不足していて、この程度のインセンティブだけでは外国企業がなかなかカンボジアに来てくれないと考えている。

- ・ 2003年後もカバーした、長期的な産業振興計画はまだない。どうしても長期的なビジョンや計画を打ち出せない。能力も経験も、予算もない。1997年7月に、JICAに3名の専門家派遣を要請し、JICAも専門家派遣を約束してくれていたが、内戦の勃発により、立ち消えになってしまった。

#### 2-4.カンボジアの中小企業の問題点

- ・ カンボジアの中小企業は、ファミリービジネスで、職業教育は親から子という伝授のされかたがされる。これはしかるべき職業訓練所がないからで、こういったやり方では、どうしても産業が伝統的な産業に偏りがちになる。職業訓練所を建設し、技術移転を行う必要性を感じている。地方にテクノロジ・センターを作ってここで新しい考え方を教えていく必要がある。また、新しい技術の移転も重要な課題である。

- ・ 融資の問題も重要で、この点で、two-step-loanでNGOを通じてマイクロ・ファイナンスを行う計画や仕組みの構想ができています。

- ・ また工業標準化も重要な緊急課題である。工業標準をきちんと定めないと、製品を輸出しても日本や外国は買ってくれない。

- ・ 工業地区開発も緊急課題である。現在1,000haの工業団地開発の計画がある。ただ、商業省も工業団地計画を持っていて、共同でやることになっている。

- ・ 縫製産業は成功した例だが、次の成功産業を作り出す必要がある。こういった産業は短期投資型なので、投資してくれる期間がそれほど長くない。そういった意味で、あまり時間が残されていない。

- ・ 現在はASEAN自由貿易圏構想の中でどうするかだけで手一杯で、地方の中小企業をどうするかまで考えられない。

#### 2-5.償却およびフィジビリティ・スタディ

- ・ 国営企業の償却ルールは1995年に定められ、1997年に改定されたFinancial Lawに記載されていて、Ministry of Economy and Financeが管轄している。例えば、建物の償却期間は20年で、年率2.5%、機械設備は8年間で12.5%の償却率及び償却期間が定められている。詳細は大蔵省に聞いて欲しい。

- ・ 投資に際して要求しているフィジビリティ・スタディに関しては、それほど詳細なものを要求しているわけではない。工業省としては、どのような考えやどのような技術で事業をやっていくのかといったアイデアを知りたいだけで、どれだけ儲かるかといったことにはあまり興味がない。従って、短期的な財務計画が含まれている報告でよく、長期の財務計画まで要求してはいない。

## 2-6.収集資料

- ・ Industrial Plan and Actions 1998-2003
- ・ カンボジア工業省の工業計画プレゼン資料
- ・ カンボジアの工業統計（1997 年度及び 1999 年度予測）
- ・ カンボジア工業省のプロジェクト一覧表
- ・ Report on Industrial Area



カンボジア会計事務所面談記録 1月21日午後  
ミッション側；末武、大塩  
会計事務所側；Mr.Kimthy Chao (Economic analyst)  
JICA 側；西

JICA の活動は良く知っている。最近価格調査の案件で調査団に協力したことがある。

現在当社は仕事として会計業務を含むコンサル業務とマーケティング業務と IT (information technology) の3点を重点に置いている。職員は約100人で3人の外国人がいる。カンボジアの経済動向を調査して投資の観点から予想を含むインパクト等を依頼者に報告している。セクター別の月次報告を提出している。タバコ産業の BOT を提案したこともある。ベトナム側の依頼に基づいたものだったと記憶している。会計ソフトは Sun Systems のものを利用している。

1993年から会計原則は制定されたがフランス語版 (plan comptable general) で現在はあまり使用されていないようだ。原価計算も含む会計原則で経済財政省で発行された。しかし実務界では貸借対照表を見ると固定配列法が現在支配的なのでフランス語版会計原則は無効になった訳ではないようだ。会計科目の番号が指定されている。国営企業は財政法のなかにある会計規則を適用している。減価償却がその例である。まだまだフランス法制度に影響されている。カンボジアに来ている外資系企業は親会社か本社の指示で会計報告が作成されるので、シンガポールや香港やタイの制度の要求に沿っている場合もある。国際会計基準の採用はまだ早いかもしれない。カンボジアの税務署 (tax stand) が税務調査の過程で会計帳簿をみるので会計は税務署が決定していると言って良いと思う。税務署はプノンベン市内に5箇所あると思う。

外国からの投資は歓迎されている。CDC が窓口になっている。投資のインセンティブがあり免税減税の優遇が適用される。外国企業は土地を所有できないが長期のリースで対応できるのではないかと。禁止されている分野は例外的であり支障はないはずだ。

収集資料；PLAN COMPTABLE GENERAL

BS (貸借対照表) と PL (損益計算書) のサンプル

IMIC 会計事務所の案内

カンボジア投資ガイド

カンボジア税金ガイド

カンボディア日本大使館報告記録

2000年1月21日 14:45～15:30

大使館側：山本参事官、明瀬二等書記官

ミッション側：天野、相馬（書記）

JICA側：益田

（報告概要）

最初に天野団員より本件調査の主旨ならびにカンボディア国での一連の調査結果につき概要を説明した。

（参事官コメント）

問題点としては、同国は経済・社会活動に必要な物資を過去からほとんどを輸入に頼っており、モノを作るという経験がないこと、どうしてもファイナンスが必要だが、ないか、あっても20～30%と高金利であること、制度・組織が整っていないことなどが問題点としてあげられる。カンボディア開発評議会（CDC）や工業省では産業振興（法）の必要性をある程度理解しているものの、他の省庁はいまだに農業中心の開発計画を考えているようだ。

中小企業を興すには、やはり外資を導入するしかないが、土地取得のためには資本の51%以上をカンボディア側が所有する必要がある。製造業で問題となっている最も大きな問題は、密輸である。

縫製産業はそこそこ外資の参入があるが、もう少しアグロインダストリーに手を付け始めてもいいのかもしれないと考える。商工会議所では砂糖産業の育成も考えているようであるが、ある程度しっかりしたものを作らないと、本当の雇用吸収には結びつかないのではないかと。

アセアンの中でも発展段階が大きく違ってきており、放っておけばカンボディアの実状に合わないグローバル・スタンダードを押しつけられてしまうだろう。その点で、カンボディアへの協力にあたっては、日本の経験を上手く生かしてもらいたい。ただ、工業省でも他国の事例調査をしているようだが、自国の政策を立てることになった場合、そのやり方がわからないようである。

そのことから、同省からもJICA専門家の派遣を要請されている。その際、現在南部州で実施されている「三角協力」のように、日本だけでなくアセアンからも専門家を派遣してもらえるようになることすばらしいのではないかと。いずれにしろ、インフラや制度が整備されなければ、日本からの新たな投資はこないかもしれないという状況である。

JICA カンボディア事務所報告

2000年1月21日 16:00~17:00

事務所側：松田所長、益田所員

ミッション側：天野、相馬（書記）、大塩、末武

縫製産業の分野が伸びそうということであるが、それはマーケット次第であろう。アメリカはクォーターを減らしている、EUのマーケットはまだまだ小さいし、日本は品質にうるさいこともある。アグロインダストリーを伸ばすためには、法制度を整備することと、アイデアを提供することが必要である。工業省への専門家派遣については、通産省の人選等に係る協力が不可欠である。

世界銀行からは保護主義政策を採るべきではないと指導されているが、これは国内産業育成と矛盾することにもなりかねない。実際、カンボディア政府とアメリカはそれほど良好な関係にあるわけではない。工業省にしても中期的な計画は援助国（機関）からの支援で立てられるようだが、その先のビジョンとなるとお手上げである。そこを日本の専門家が支援できないだろうか。

例えば中国などと比べて外資導入に関する姿勢が各省とも消極的との指摘であるが、それはやる気がないのではなく、恐らくやり方を知らないのと、予算がないために自分で考えられないからではないか。また、現実には苦勞をせずに金をもうけようとする傾向があり、それは長らく続いたフランス統治の（悪）影響もあるはずである。

商業（契約、投資）関係の法律が整備されていないか、整備されつつあっても各法律間の調整がなされていないという問題もあるが、まずは法律が整備されるだけでも大きな進展である。各法律間の調整がなされるには、あと1、2世代はかかるのではないか。いろいろ援助されて法律を制定したとしても、それを自国用に調整する（こなす）能力は今の所ないであろう。

教育に関しても、時間と費用をかけて取り組まなくてはならない問題である。しかしながら十分な予算が回されていない。予算案通り支出されているのは、軍、セキュリティー、王室、経済財務省くらいではないか。地方行政も含め、財政支出のシステムが整っていないことも問題である。

行政改革の一環で公務員センサスも計画されているようだが、うまく行くかは疑問である。公務員に関しては、特に要職は2つの政党のポスト確保の必要もあり、そう簡単には数は減らないのではないか。

どの問題にしろ、まずは自分の頭で考えることができるようになることが大事である。日本の協力で当てはめると、プロジェクト方式技術協力（プロ技）を投入してやっと先方も持ちこたえられるように思われる。単発で投入しても組織的に変わることはそれ程望めないのではないか。それだけ人材も含め土台がしっかりしていない。地域的にも集中して投入することがまずは重要である。例えば、ブノンベン～シアヌーク・ヴィル成長回廊など。

周辺国との関係でいえば、ヴィエトナムとの関係改善の兆しがある。ラオスはカンボディアを通過して海に出たいと考えているようである。その意味でも、シアヌーク・ヴィルは開発の中心になるはずである。

JICAタイ事務所事前打ち合わせ

2000年1月24日 10:00~11:30

事務所側：岩口所長、中本所員

大使館側：

ミッション側：近藤、瀧川、舟橋、楳本、大塩、末武、相馬

まず、ミッション側から高度知的支援協力（新規開発調査）の背景と概要、本件調査の目的、ならびにこれまでの一連の調査要旨を説明した。

中小企業振興に係る法制度整備に関しては、メコン・インスティテュート、GMS(Greater Mekong Subregion)、MRLC(Mekong Regional Law Center)なども類似の機能を果たせないか。JICAタイ事務所としては、これらの地域的枠組みの中で中心的役割を果たすことを、今後の事業の方向としていきたい。また、JICAはタイを支援し、これまでのタイへの協力の成果を周辺国へ波及させることも重要な事業と位置づけている。

今回対象としている中小企業支援にしても、今はStrategic Approachをとる時期ではないか。実際、大蔵省の財政政策担当者のほとんどは欧米で学位を取ったものばかりであるが、97年の経済危機を経て、日本の高度知的支援協力の必要性は高まったと言える。今は正に時期を得ているのであり、感謝される日本から、尊敬される日本へ変わるチャンスである。

これまでの協力の具体例としては、通産省OBである水谷専門家を中心とした一連の協力がある。同専門家のレポートは、国際機関の指導に理論的に負けないようなバックアップの一部となるものだが、内容的には一部タイ政府の意向も盛り込んだものとなっている点に留意が必要である。

そもそも高度知的支援とは、通産省技術協力課の塩沢課長も述べているように、一つは構成要素が効果的・効率的に組み合わせられた制度構築のための支援であり、もう一つは、制度が効率的に実施に移されるようなシステム作りへの支援である。

こうした支援に関しては、バンコクにも事務所を構えるUNIDO（国連工業開発機関）の戦略も参考となるのではないか。世界銀行やIMF（国際通貨基金）にしても、問題点と支援可能分野を組み合わせたマトリックスを作成し、支援を行っている。ただし、それらは各機関の経験にも基づいているものであるが、一方で非常にドグマスティックでもある。ADB（アジア開発銀行）は、水谷専門家のレポートも参考にしつつ、JBIC（国際協力銀行）と協調して中小企業へ融資しているようだ。

タイは97年の憲法改正を機に、民主化、地方分権化と並んで、行政改革も実施している。中小企業支援にしても、こうした行政改革を念頭に置きつつ、戦略的なアプローチをとるようすべきである。

先方出席者： Mr. Prayoon Boonprasurd (Head of Marketing Dept.,  
Chairman of Advisory Committee for SME Development Institute)  
Mr. Wai Chamornmarn (Associate Professor)  
Mr. Surachai Tumtavitikul (Assistant Professor)  
Ms. Orapan Yolrabil  
Ms. Sajee Sirikrai  
Mr. Rungsun Lertnaisat (Business Development Director)

1. 昨年スタートした中小企業開発インスティテュートは、タマサート大学をはじめとして、全国の8大学において、経営者育成と同時にリサーチも行っており、将来的には政策提言までをも行う予定である。その例として、今週、閣議に提出された中小企業マスタープランは、Small and Medium Industriesのみをカバーしているものであるが、サービス業等も含めた中小企業全般のためのマスタープラン策定は、今後、中小企業開発インスティテュートが行うこととなっている。(SMIのうち、特に重点が置かれている食品、繊維、木工家具などの13業種は既にIndustrial Restructuring Planにて明記されているが、各地の特性を生かして、それぞれのインスティテュートでも農産物加工、水産関連などに重点を置いたプログラムを実施している。)

さらに、インスティテュートはインキュベーターとしての役割も担っているが、この機能は、例えば京都リサーチパークをモデルとしている。

また、現在、チェアマン代理である工業省次官に代わり、来週月曜日(1月31日)から、関係省庁の連携が必要であるという意味からも、首相がチェアマンを務めることとなっている。

2. 中小企業が抱えている問題としては、経営能力と生産技術の両面が挙げられる。これには、そもそも経営に関する知識そのものを有していないためにModern Managementに関する訓練が必要な場合と、特に経験によって得られた知識が体系化されて残されていないために、他者にはノウハウが伝わりにくいという場合がある。

3. タイでは、すべての登録されている企業は監査を受ける義務があるが、多数を占めるそれ以外の小企業では現金取引のみが記録されている程度であり、税務当局も小企業に対してはどんぶり勘定による課税を行っているのが実状である。しかし、IMFにより期限付きで国際会計基準の導入が義務付けられているために、現在、会計制度を改正中である。さらに、付加価値税について事業者は毎月の報告義務を負うが、報告のための負担が大きいという問題も生じているという点からも、会計制度或いはその手続きの簡素化は、商工会議所(或いは工業連盟)からもリクエストが出ている。

なお、タイで会計士になるには、会計士試験に合格するとともに2年間の同分野における経験が必要である。ただし、会計士試験科目には商法は含まれていない。

4. 中小企業支援としての優遇税制或いは補助金等は、そもそも税金を払っていないため優遇策としての実効性に乏しいという点と、透明性という観点からその実施は困難な状況にある。また、信用保証制度については、日本と米国の制度を比較しているが、米国方式がタイには向いているとの結論に至りつつある。(これについては、先方の日本の信用保証制度に関する理解そのものに疑問あり)

さらに、ベンチャーキャピタルについては、10億パーツの資金により20のファンドが興されたが、その効果には先方も疑問を抱いている。なお、先頃、米国のNASDAQをモデルにした中小企業に特化した証券市場がスタートしている。

5. タイの法律はもともとフランスの法律をモデルとして制定されたという経緯からか、どちらかといえばCommon LawというよりもCivil Law的特徴を持っている。また、法律を学ぶための留学生の多くは英国、フランスに行く傾向にある。

以 上

面談議事録  
(JETRO事務所)

1. 日 時：平成12年1月24日(月) 15:40~16:50

2. 場 所：JETROバンコク事務所

3. 先方出席者：JETROバンコク野中哲昌、河森正人

4. 主な内容：

○当方から、今回調査の趣旨等について、説明。

また、直前に訪問したタマサート大学での調査印象について言及。

・タイの法整備等は、基本的に進んでいる。日本は、implementにおいてどこでフォローができるかがポイントか。タイに対しては、日本政府もかなり支援しているので、それを土台にどれだけできるかがポイント。

○タイでは、欧米コンサルが既に入り込んでおり、何かあれば欧米コンサルが制度を作っていく。しかし、implementでは、うまくいってない部分がある。タイにおいて経済活動を行っていかうという人にとっては、非常に不満な状況。ここがタイ政府としても悩んでいるところ。日本サイドとしては、このimplementについて、つっこめるところ。例えば、金融の制度については、IMFなどにより、しくみは完成しているが、個々の銀行についてはなかなか動いていない状況。

この場合、1週間くらいの調査団よりも専門家派遣による対応の方がふさわしいのか。いい例として、JODCの制度により日本から数人、何回か専門家として会計士がSIFCに派遣され、財務諸表の作り方から会計処理のソフトを作成するなどして、SIFCの審査能力の向上に貢献している。

○SMEと法制度の関係でいえば、SMEに影響を与える法制度のピックアップはまだできていない。工業省が引き続き、調査していくこととしている。今後、中小企業基本法に基づいて、指導していくには何をしていくべきかが、まだまとまっていない。

○また、タイ、欧米に対していかに日本の経験を理論的に説明、説得できるかがポイントでもある。1カ国1制度ではなく、普遍的なものとして提供できることが必要。水谷プロジェクトでも、中小企業政策の妥当性、意味を欧米にも説得できるようにするところに力をいれている。欧米と議論しても戦えるような理論武装が必要であり、この点をタイ工業省も評価し、国会も通すことができた。

○制度策定においても、まだまだ難点あり。タイの不良債権は40%以上。払わない文化がある。こういうことに対して、強制的に払わせる制度を作ってうまくいくのかどうか。世界の常識とタイの常識の差が埋められるか。

○もともと日本の中小企業政策は、二重構造論にあった。中小の企業を、大企業に変えていくという考え。タイにおいては、中小=弱者の概念を消した方がよい。弱い中小は、助

ける必要なし。また、もともと組合もなかったので、タイにおいて組織化も無理。

タイにおいては、市場経済を成長させるには中小企業がしっかりしないといけない。中小企業を大企業へ変えていくという発想ではなく、中小企業の多様性を活用してひっばていってもらわないといけない。タイでは、日本よりベンチャーが育つ土壌がある。

○倒産法については、タイ当局もアメリカとはちょっと距離をおいた制度にしている。タイの債務者は、強い立場にある。堂々と通っている。債務者保護の風潮あり。ここをどう変えていくかが、金融制度の制定のポイントか。経済の発展に法制度が追いついていない。独禁法については、相当日本的なものが導入されつつある。これについても implementの部分が難しいところ。

タイの政策策定においては、大学の先生、欧米のコンサルの影響大。政治家にはだいたいの大学の先生がついている。役人が自ら作るということは少ない。

○タイにおいて効く政策手段は、ファイナンスか。ファイナンスの場合、1つめは低利貸付か。このしくみができるかどうか。2つめは、信用保証がかなり有効か。タイの場合、民間の保証がほとんどなので、なかなか保証が得られない。3つめは、出資等の直接金融が弱いので、中長期的にはここのポイントか。直接金融の環境作りも必要。

以上



## 議事録

日時：01/25/00 10:00-11:30

場所：タイ商工会議所 (Thai Chamber of Commerce)

Mr. Savaraj Sachchamarga, Executive Director

Mr. Somsak Kitcharapoom, Assistant Executive Director

Mr. Pruchya Piumsomboon, IT committee

Mr. Ekachai Chutipong, SMEs Committee

JICA ミッション側：近藤、瀧川、相馬、船橋、椿本、大塩、末武

### 1. 近藤団長の JICA ミッションの目的の説明及びメンバー紹介

2. タイ商工会議所の Executive Director である Savaraj Sachchamarga 氏及び Assistant Executive Director である Somsak Kitcharapoom 氏、商工会議所中小企業委員会のメンバーである Ekachai Chutipong 氏、情報産業委員会のメンバーである Pruchya Piumsomboon 氏の説明

#### 2-1. タイ商工会議所のメンバーと組織

- ・ タイ商工会議所は、地方商工会議所及びバンコクにある直接会員（企業）から構成されているボランティア組織である。
- ・ 会員として、製造業の企業もサービス業の企業も受け入れているが、会員の大部分を占めているのは商業関係の会社で、かつ、ほとんどが中小企業である。
- ・ 製造業は、工業連合会(Federation of Industry)に属することが多く、こちらは大企業の会員も多い。例えば、工業連合会の議長は、タイ最大の企業財閥であるサイアム・グループの会長が工業連合会の会長を勤めている。
- ・ 工業連合会にも中小企業委員会が存在する。
- ・ タイ商工会議所の会長は自動的に貿易委員会(Board of Trade)の議長になれる。

#### 2-2. タイの中小企業の問題点

- ・ タイ商工会議所のメンバー企業である中小企業が抱えている問題は大きく2つある。1つは融資の問題で、2番目は専門性(professionalism)欠落の問題である。
- ・ 中小企業は、適切な融資を受けられなく、アジア危機以降、さらにこの状況が厳しくなった。中小企業振興のためには、適切に融資資金が注入されるこ

とが必要なのだが、現実には、中小企業はほとんどと言っていいほど融資を受けられない。タイには政府系も含め各種の融資機関が存在するのだが、中小企業はそのどこからも融資を受けることが難しい。

- ・ 例えば、Savaraj Sachchamarga 氏はヌードル関係の店舗を展開していて、きちんと利息を銀行に支払っている。利息を滞納したことなど一度もないので、銀行にとっては、いわば優良な顧客と言えるだろう。アジア危機ではリストラを余儀なくされたが、アジア危機も収まり、ビジネス環境も好転しているので、ビジネスを拡大したいと考えているが、融資が受けられなく困っている。銀行は 2 年前のアジア危機以前の時よりもはるかに多い担保を要求してきており、審査にも時間がかかる。融資の申し込みを行ってもう 1 年以上銀行と交渉しているが、まだ結論が出ない。

- ・ タイの中小企業が融資を申し込む場合、個人保証も求められる。通常、妻や親戚、友人が保証人となり、さらに個人資産（個人の住居や土地等）を担保として設定することを求められる。

- ・ タイの場合、第 2 位の抵当権を設定できるということになってはいるが、第 1 位の抵当権を設定した銀行は、第 2 位の抵当権を他金融機関に対して設定することに非協力的なので、事実上、銀行が固定してしまう。また、中小企業の場合、担保にする資産が限られているので、担保資産を分けて、担保を設定することも難しいため、複数の金融機関と同時に交渉し、条件がいい所に決めることもできない。

- ・ SIFC はもともと融資に廻せる資金も少なく、また最近中小企業振興のために資金追加を行ったが、追加資金がわずか 500 百万バーツでしかない。融資を必要とする中小企業数は莫大なので、こんなわずかな追加資金ではどうしようもない。100 百万バーツの融資は中小企業にとってそう大きな融資額というわけではないが、もし 1 社に 100 百万バーツ融資してしまったら、もう他にはそれほど融資できなくなる。このことから想像がつくように、政府の政策金融も中小企業にとっては実際の所あまり有功に機能するものではない。

- ・ タイの金融機関は政府がコントロールしている。従って、政府が積極的に銀行に対して中小企業への融資を指導しない限り、金融機関は、政府の顔色をうかがい、また、自分自身の不良債権の拡大を恐れ、BIS 規制を心配して、リスクが高い中小企業への融資を行わなくなる。

- ・ 中小企業には専門性も欠如している。家族経営あるいは個人経営的な色彩

が強く、近代的な経営技術も取り入れてなく、近代的な会計処理も行っていない、近代的なマーケティングも行っていない。世の中が進歩している時に、近代的な経営技術も用いないで、近代的な会計処理を行ってきちんと原価管理をしないで経営しているのは発展が望めない。しかし、中小企業では、こういったことができる人材を雇用しようにも、なかなか人材が集められない。少しずつ改善されつつあるとは言うものの、まだまだきわめて低いレベルである。

- ・ タイの中小企業の 3 番目の問題として、創造性の欠如が上げられる。真似をするのは得意だが、みんながすぐ真似をするので、共倒れになってしまう。例えば、タイスキがはやると、あっという間に、どこにもかしこにもタイスキの店ができてしまう。当然ながら、こういったことをやっていると短期間にどんどん利益が下がってしまい、あっという間に商売が成り立たなくなってしまう。事実、タイスキの店の数は減少している。

- ・ 中小企業の問題として、正しく有効な情報へのアクセスができなく、そのようなくみを作ることができないことも挙げておきたい。例えば、原材料の情報や市場の情報がなかなか入手できない。原材料の価格の情報に至ってはさらに難しい。マーケティングが成り立たないので、マーケティング情報交換に関し、政府あるいは商工会議所、工業連合会が何とかしなければならない問題であると考えている。

- ・ タイ人の気質として、拡張主義があり、ビジネスを拡張することに注意が向いて、コスト管理といったことが苦手で、あまりコストを意識しない。

- ・ 品質管理でも、ISO9000 がブームだが、これも大企業で始まったばかりで、実際に役に立つマニュアルを持っていない。また、マニュアルをせっかく作っても、飾っておくだけで、使わない。まだ概論レベルで、実質的に取り入れて実施しているタイ企業はまだ存在しないのではないか。

- ・ 共同精神もタイでは欠落している。共同戦線を組んで、さらに上を目指すということができなく、さらに、監督省庁同士の縄張り争いも強い。

- ・ タイの中小企業は、政府からの支援をあまり受けていなく、また、外貨で融資を受け入れたこともない。株式市場からの資金調達も行っていない（株式も公開していない）。そんなものが無くてもアジア危機前は生き延びてこれた。中小企業はそんなものがなくても十分生き延びていくすべを身につけている。従って、アジア危機の影響を直接的に受けたわけではないが、アジア危機以降、金融の貸し渋りで苦勞している。もちろん、融資がなくともゆっくり企業を成

長させるのであれば、自己資金でやっていける。ただ、急速にビジネスを発展させようとする、金融の貸し渋りが一番大きな中小企業が直面している問題である。

- ・ 政府保証はタイの中小企業にとって新しい事象であり、双方に経験がない。政府にもどうしていいのかわからないだろうし、中小企業側にも経験がないので、どこまで政府が本当にやってくれるのか信頼できない面がある。そもそも、政府がコントロールしなければならない銀行の数が多すぎるので、政府がきちんとコントロールできるかどうか疑わしい。アジア危機後、多くの銀行が外国資本に買収されたか、政府の管理下にある。

### 2-3. タイ商工会議所の政策提言

- ・ タイ商工会議所としては、政府に意見を具申するだけで、強制力を持っているわけでもなければ、強い交渉力を持っているわけでもない。

- ・ ただ、人的なネットワークがあり、地方商工会議所とのコネクションによる地方選出議員にも、政府要人にも政治家にも何らかのコネクションを持っている。中小企業はどこも何らかの政治資金提供を政治家に行っているが、表ざたできないので、影響力という点では弱い。話を聞いてはくれるが、政治家や政府要人がきちんと中小企業や商工会議所の意見を実行してくれるかどうかは別問題である。また、現政権は合同政権なので、それほど強い政治的決断力を発揮できない。

- ・ 業界団体等とフォーラムやコミティ（委員会）を作って意見交換を行っている。ここで中小企業や商工会議所の意見を述べることができる。また、商工会議所が参加している官民のコミティ（委員会）もあり、政府と意見交換会を行ってもいるが、それを政府が取り入れてくれるかどうかは別問題であり、彼ら（政治家や大臣）は彼らの意見や政治的立場で行動し、それに対して明確な影響力を持っていない。

- ・ 商工会議所はタイ日本商工会議所等諸外国の商工会議所とも関係を持っていて、投資委員会のメンバーでもある。従って、タイへの進出企業との意見交換も行っていて、外国企業を通じての影響力も持っている。

- ・ 商工会議所の代表意見形成という点では、地方商工会議所とフォーラムを持ち、さらに業界別にコミティを作ってここで意見を形成している。また、学識者との意見交換も行っている。ブレーンとして、商工会議所の意見を代表し

てもらっている。

- ・ しかし、問題点は、きちんとインプリまでできるような政策を構築できるエキスパートの欠如が問題である。
- ・ 水谷プロジェクトは中小企業振興に焦点を合わせたもので、工業省も推進しようとしているので、やっと本当に影響力があるブレインが工業省にできたと歓迎している。

#### 2-4. 収集資料

- ・ TCC in Brief (タイ商工会議所パンフ)
- ・ The Thai Chamber of Commerce 2000 Directory

## 議事録

日時：01/25/00 14:00-16:00

場所：工業省工業振興部 (Department of Industrial Promotion, Ministry of Industry)

Ms. Supriya Sithikong, Director, Industrial Development Policy  
Division, Bureau of Industrial Promotion Policy & Planning

Mrs. Uraiwan Chandrayu, Director, International Corporation Division

Mr. Surach Foongkiat, Industrial Officer, Industrial Development  
Policy Division, Bureau of Industrial Promotion Policy & Planning

Ms. Supawan Tantitanawat, Industrial Technical Officer, Industrial  
Development Policy Division, Bureau of Industrial Promotion Policy  
& Planning

JICA ミッション側：近藤、瀧川、相馬、船橋、椿本、大塩、末武

1. 近藤団長及び船橋団員の JICA ミッションの目的の説明及びメンバー紹介
2. 工業省工業振興部の Director である Supriya Sithikong 女史及び Surach Foongkiat 氏、International Corporation Division の Director である Uraiwan Chandrayu 女史の説明

### 2-1. 工業省工業振興部が実施している中小企業振興

- ・ 実は、コンサルタントを雇い、中小企業マスタープランの一環として、5つのプロジェクトを走らせている最中で、その1つとして、中小企業振興に関する法律の調査をやらせている。その調査結果が4ヶ月後に提出される。そういった意味で、JICA チームの訪問は4ヶ月早過ぎた。この調査結果はタイ語で提出されるが、英文要約を作る予定なので、報告書が完成したら、JICA に提供することは可能である。
- ・ この調査では、中小企業振興に関係する100以上の法律を収集し、その影響について調査している。影響については、もっぱらマイナス面の影響に重点を置いて調査、分析している。
- ・ 調査結果の報告書や関連資料は、CD-ROM で関係機関に配布することを考えている。
- ・ 中小企業振興に関する調査では世銀も関与しているが、工業省は緊密な関係を保っているわけではない。世銀では、Young Professional の McFee Amin 氏がコーディネーターになっている。

- ・ 中小企業振興に関しては、工業省の管轄から言えば、工業分野に限定されるのだが、そして、当初は SME ではなく、SMI: Small and Medium Industries と称していたのだが、中小企業振興を工業分野だけに絞り込むのは実際的ではないので、商業やサービス業も含めた中小企業全体を取り上げようとしている。
- ・ ただ、そうなるとどこが主体なのかが問題で、どこの省庁からも独立した機関でやらせる予定である。内閣直属あるいは首相直属の機関にすることも考えていて、そうなればかなり強力な機関になると思われる。しかしいずれにしろ、Bureau of Industrial Promotion Policy & Planning がボランティア的に本体を担っていかざるを得ない。
- ・ 現時点までの調査や、さまざまな関係団体、企業等からのコメントから、統合的なアプローチが重要であることは認識している。
- ・ 特によく聞く問題点という点では、中小企業に提出を課しているさまざまな報告書の簡素化と一本化の要望が強く望まれている。会計報告書に関しても、年に 1 度の会計決算報告、毎年の登記の更新報告、毎月の付加価値税報告等報告すべき書類が多く、記入事項が多く、分かりにくいという不満が多く、報告書を簡便化し、一度の報告で済むようにしてほしいという要望がある。また、中小企業向けの、インセンティブを与えられるような税制度に変えていきたいという要望もある。
- ・ ただ、中小企業は、工業省だけでなく、商業省も関係している。この 2 つの省を合併させ、日本の通産省のような省にするという案もある。
- ・ タマサト大学がやっている中小企業研究所(SME Institutes)は、半政府機関で、ここも中小企業振興機関と言える。ただ、どちらかといえば、インキュベーター・センターという位置付けである。実際に企業起こしを実施指導できる経験豊富な専門家が不足している点が問題である。また、新しい財務投資の枠組みも必要であるが、大蔵省がどこまで本腰を入れるかに依存する。
- ・ タックス・インセンティブという点では、タイはあまり積極的には中小企業に対して実施していないし、中小企業振興のツールとして使うということもやっていない。研究開発に関するタックス・インセンティブのしくみは存在するが、現在のタイの中小企業にはあまりこの研究開発のインセンティブの枠組みは直接関係ないレベルである。まだまだタイの中小企業は家族経営の域を脱していなく、会計のしくみを取り入れ、それが彼らの経営にも役立ち、政府にとっても統計を把握できるようなインセンティブを与えられるような適切な税

の枠組みがない。

- ・ 工業省の職員は、大学及び大学院で工学専攻か経済専攻だった人材が多く、法律専攻だった人材はあまり多くない。

## 2-2. タイの中小企業振興政策の位置付け

- ・ タイの工業振興政策として、手工業、軽工業、重工業というように 3 段階に分けるとすれば、中小企業振興は、軽工業から重工業の中間を狙った工業振興を考えている。ただ、ASEAN の中の役割といった経済政策は工業振興部の担当範囲ではないので、むしろ、経済企画省に聞く方が適当であろう。

- ・ タイの中小企業振興では、手工芸品セクターから、機械部品セクターまでの 13 のセクターにカテゴライズし、中小企業振興を進めていく上でどのセクターがどのような強みを発揮できそうか調査中であるが、例えば自動車セクターでは、タイの国民車を作るところまでは考えていない。手工芸品セクターでは、宝飾がタイの伝統も生かせ、強味もあり、世界にも通用するように育成できる可能性があるはずであると考えている。このようにいろいろ希望や目論見があるのだが、まず、第 1 ステップとして、どのような法的枠組みが振興を阻害しているかという阻害要因を調査し、可能性を定義することから始めようとしている。

- ・ 中小企業振興政策に関する法案では、どこかのセクターに絞り込んで振興する特殊手法法（例：電気工業振興法）といったことまでは考えていなく、一般的で汎用的な振興政策法を考えている。

## 2-3. タイ中小企業振興政策と国際的な協力

- ・ メコン・デルタ総合開発構想は、われわれタイ側の提案に小淵総理が賛同したものだが、日本タイ技術振興協会(Thai-Japan Technology Promotion Association)等の機関と共同し、テレコンファレンス等を使って国際的に進めていきたい。MRLC: Mekong Regional Law Center)を GMS 諸国への法的枠組みに関するトレーニングセンターにしたいと考えている。

- ・ ASEAN Economic Ministry ミーティングという ASEAN の経済大臣の会があるが、この議長国がタイであり、SME Working group を作って国際協力をしようという提案を準備中である。このアジェンダは今年度の 3 月にはできる予定である。ASEAN コミティーの議長国は今年は残念ながらタイではなく、ベトナムである。



タイ国小規模企業金融公庫面談記録1月26日午前

金融公庫側；大木（JICA expert）

ミッション側；近藤、相馬、末武、大塩

タイ国小規模企業金融公庫（SIFC）は現在唯一の専門中小企業（製造業）金融機関で本店以外に5支店をもっている。1992年に設立され1993年から事業を開始し7年目を迎えている。以前は工業省が行っていた事業を引き継いだ。現在の貸し付け総額はタイ国金融機関貸し付け総額の0.1%以下の割合でしかない。（日本での中小金融公庫は9%ぐらいの割合だろう。）かしつけ金額は20億バーツ、600口座で、金利は民間（8%前後）より今は高くMLR（minimum lending rate）9.5%。地域振興の観点から田舎の地域では金利は少し低い。農業金融は政策金融として別の組織がある。SIFCはもうすぐ全体的に金利を低く7%にするだろう。日本のような財政投融资制度もないので、日本から円借りし、人も借りている。（2年半前中小金融公庫からJICAの専門家として派遣されてきた。）1998年からSMEの話が金融危機のためタイの工業省や大蔵省からはやりだし、MITIのOB水谷局長がJETROに事務所をおいての調査と提案が行われた。その中で政策金融と信用保証およびベンチャーキャピタルの育成が取り上げられ、最近中小企業振興法が国会を通過した。

タイでは民間の10銀行（都市銀行）のみがバンコクに本店を置き全国に支店を張り巡らし金融界を仕切っている。500以上の支店を有している。地方の銀行とか地域の銀行はない。地方の中小企業はサラ金のような非公式な講（？）から借りているようだ。タイでは商業登記している会社は40万社、すべて会計監査が必要である。決算は12月に集中し、4ヶ月後に申告義務がでる。公認会計士1人が300社以下しか会計監査できない。4-5,000人しかいない公認会計士がどれほど満足行く監査を実施しているか疑問である。税務署の職員も4,000人ほどで税務調査は申告書類のチェックで必要に応じて会社を直接訪問する。真摯な調査は期待できないだろう。

現在のタイ国の銀行審査は借りる人と担保の審査になっている。中小企業は会計帳簿が作成されていない場合が多いのでSIFCは借りる人の会社の預金通帳から会計帳簿を作成したりしている。現在の職員150人のうち審査の要員は20-30人ほどである。担保は第1位の担保のみ融資対象になる。第2位ではすでに権利書がなくて融資実行できない。必要なら民間銀行の担保を外すための融資をすることもある。担保実行は裁判に2-3年掛かる。催促しないと返さない、借りた者が勝ちかもしれない。会社の資産と個人の資産が区別されていない。1つの会社で事業が成功したら、それはそれ。別の事業は別の会社で起業するのがタイ式である。税収が予定通り確保されない例としてVAT用の領収書が必要な場合と必要でない場合の取引金額は相違することがある。

農業金融としての機関は別にBAACがあり支店が約2,000ある。また信用保証機関としてSICGCがあり職員数40人で3%の保証料で1993年から開業している。例えば設備投資の50%を全額保証対象にしている。いま15億バーツの保証額残がある。工業省は地方に

10 箇所支部をもっているが商会議所や工会議所の組織化がまだ不十分といえそこで保証機関の代行を期待している。中小診断士が経営指導セミナーをしてほしい。ベンチャーキャピタル基金の導入はタイでは10年早いといわれている。タイの改革は遅遅として進む。

収集資料；SIFC 1998 年度年次報告

SIFC 概要

## Ministry of Labour and Social Welfare (Thailand)

1. 日時： 2000年1月26日 9:35 ~11:15

2. 相手側出席者：

GOTO Hirotoishi (JICA Expert, National Institute for the Improvement of Working Conditions and Environment)

3. 調査団側出席者： 瀧川、舟橋、橋本

4. 面談概要

事情により、面談調査は JICA 事務所において GOTO 氏のみとの間で行った。

GOTO 氏は、労働省で主として労働安全衛生行政に携わってきた。海外長期滞在は三度目で、前2回は、ILO勤務(82~83年)とタイにおける95年から97年にかけての勤務である。

Ministry of Labour and Social Welfare が設置されたのは93年9月で、それまでは内務省労働局等が所掌していた。大臣、副大臣の下に、雇用局、公共福祉局、技能開発局、労働保護福祉局、社会保障事務局の5局がおかれている。公共福祉局ではいわゆる Royal Project として、売春防止対策事業、老人ホーム事業等を所管し、予算額が大きい。

省全体の職員数は約14,000人で、地方支分部局としては、各県に労働社会福祉事務所がある。雇用局の地方支分部局としては職業安定所がある。労働保護福祉局では、日本の労働基準監督署に相当する地方部局を75ヶ所設置している。

労働法規の基本的な法律である Labour Protection Act は、1998年2月20日に公布され、その180日後に施行された。労働者保護に厚い規定が多い。草案が審議されている時点では好況だったが、その後経済危機に陥ったために、実行面では問題が多い。また、これを施行するための省令は未整備である。それまでは、革命評議会布告(Announcement of the Revolutionary Party)によって定められていた。

この国では、政令はなく、施行令は省令(Ministerial Regulation)以下である。ただし、その成立過程はわが国の政令に近いもので、各省協議を経ることになっている。

雇用契約については17条が規定するが、雇用者からの解雇事由は厳しく制限されている。118条では退職金について規定するが、労働者の権利を強く保護しすぎているとの批判がある。現実には、この規定とおりの退職金が支払われることはほとんどない。しかし、今後労働者の権利意識が強くなってくれば、問題化することが予想される。

休暇については23条に基本的規定があり、30条に年次休暇、32条に病欠休暇、33条に避妊(sterilization)のための休暇、35条に軍役休暇、41条に出産休暇についての規定がある。

( Section 33. An employee is entitled to take leave for the purposes of sterilization and shall have the right to take leave as a result of the sterilization for such time as a first class practitioner shall prescribe and in respect of which he issues a certificate. )

27条に休憩についての規定、24条、25条に超過勤務・休日勤務についての規定があり、61条、62条、63条にその場合の手当の規定がある。

15 条に性別による差別的取り扱い禁止規定があり、16 条にはセクハラ禁止についての禁止規定がある。

( Section 16. It is forbidden for an employer or a person who is in overall charge of staff, a supervisor, or an inspector to sexually harass employees who are women or children. )

労働災害については、労災保険制度があり、従業員 10 人以上の事業所従業員がその対象となる。休業 3 日以上が補償の対象となる。96 年には 25 万件の支払い、1,100 人以上の死亡事故があったが、98 年には 18 万 4 千件、790 名に減少した。これは不況による影響もあるが、教育の成果が出たという点もあろう。安全管理者教育については法令で規定しており、その点の規定はよくできている。安全衛生についての指導は、ILO、UNDP の他、日本の長期専門家も行った。職業訓練についてはドイツが指導した。

工場労働者の 70-80% が、法令の定める最低労働賃金レベルであることから、最低賃金規定についての関心は高い。最近、労働大臣が日系企業の工場を視察した際に、書面による要望書を手渡す時に、口頭で最低賃金の上昇についての不満を述べたところ、このことが地元新聞に報道され、大問題になったことがある。

労働組合の National Center は、以前は 4 つであったのが、最近は 9 つになり、統制がとれていない。3 年前に日系企業において、年末手当交渉の際に放火事件がおきたりした。また、最近も日系企業において争議問題が起こっている。日本企業に対する感じ方は一般的に厳しいが、この原因としては、出向の日本人幹部が技術者で、労務問題を現地人の総務部長に委ねてしまう傾向が強いこともある。

労働法規の規定は実態をかなり超えており、労働者の意識が高まってくると問題となる可能性が高い。紛争については調停で解決できなければ労働裁判所での裁決ということになるが、裁判官が勧めることもあり、全て和解で終わっておりまだ裁決までいったケースはない。

失業保険については、その制度の創設について法律の付則で規定されているが、時期については定められていない。

## 5. 収集資料

### LABOUR PROTECTION ACT

## 議事録

日時：01/26/00 14:30-15:20

場所：バンコク日本人商工会議所

新田泰一事務局長

JICA ミッション側：近藤、瀧川、相馬、大塩、末武

1. 近藤団長及び瀧川団員の JICA ミッションの目的の説明及びメンバー紹介
2. バンコク日本人商工会議所の新田泰一事務局長の説明

### 2-1. タイ進出日本企業の動向

- ・ 昨年度は 77 社退会で、60 社入会、差し引き 17 社減だったが、こんなに減ったのはバンコク日本人商工会議所始まって以来の出来事である。
- ・ 特に金融、建設関係が減った。金融関係では、都市銀行は、長銀等倒産した所以外はまだタイに残っているが、地銀は軒並み撤退した。証券会社もほとんどが撤退した。
- ・ タイに進出している企業は中堅企業以上が多く、日本のいわゆる中小企業はあまり進出していない。少なくとも、バンコク日本人商工会議所のメンバーの企業には中小企業はあまりいない。
- ・ そういった意味で、現在タイに残っている日系企業は競争力がある所ばかりなので、パーツに関してはあまり心配していないようである。むしろ、中国の元の切り下げの方を懸念している。パーツは安定していて、そう悪くないという印象である。

### 2-2. 日本からの進出企業の直面している法制度上の問題点

- ・ タイに進出している企業からも、法制度に関する問題点はいろいろ聞く。それらの不満や障害の根本にある構造として、法律が存在していても、現場での実施に際し、担当者の裁量部分が大きく残され、この裁量部分が担当者によっても大きく異なり、しかも、裁量部分の決定ルールが、あいまいで汚職が多いという社会風土にあるように感じている。
- ・ 問題点の例はいとまもないが、例えば、労働ビザは有功期間がまだ 1 年以上存在しても、90 日目には当局に申請しなければならない、パスポート本体を持参しなければならない、かつ、90 日目での申請期間はわずか数日間と申請受け付け期間もきわめて短い。確かにそういった法律の条文はあったが、かつてはだれも申請などしなくてよく、死文化した法律とみなされていたのが、

ある日突然義務付けられ、きびしく取り締まられ、少しでも違反すると罰金を厳しく取られるようになった。こんな日本人から見て訳の分からないことが突如として起きる。

- ・ 関税でも、取引品目区分がきちんと規定されていて課税がされているというわけではなく、これまで税関で課した関税の中で同じ商品、同じ製品の中で最高額を課したことがある金額を適用されたりする。

- ・ ブランド保護の法律もあるが、ハッポンではどうしても偽物が販売されている。車の運転には免許が必要なのだが、免許が街中で売られていたりして、法律と実態の乖離が大きかったりする。法律はあっても、それがその通りにきちんと施行されるということとは別で、法律があっても、とかく人情や血縁、コネ、わいろが先に優先されがちな国である。

- ・ 法律が決まった後の施行が早すぎて、準備期間も経過措置もあまり考慮されてないように感じられるのがタイの特徴でもある。成立後 1 週間目には施行してしまう。違反すれば直ちに罰則となる。しかし、苦情をしかるべきコネを通じて担当者に言うとそこは融通無碍の世界になる。

- ・ タイの環境規制は法的には進んでいるが、だれも守っていないのではない。しかし、だれも守っていないからと守らないと、ある日突然取り締まりがあり、莫大な罰金を取られてしまうこともあるので、気をつけなければならない。

- ・ 付加価値税も、輸出の際には、法律上は一応還付を受けられることになっているが、還付申告をしようとする、理由にもならない難癖をつけられ、還付を受けられない。

- ・ こういったいいかげんさ、不透明さ、訳のわからなさ、日本企業は振り回されて、ここが一番評判が悪い。

- ・ 日本企業は、帳簿がしっかりしているので、税務署からいろいろ責められやすいと聞いている。タイの公認会計士の監査も受け、何ら会計処理に問題はなく、難癖に近いのだが、タイの会計士はこういった場合絶対守ってくれない。さっさと責任逃れをしてしまうと評判が悪い。逆にタイの企業は、帳簿も何もない世界なので強い。

- ・ 外国企業規制法というものがあり、外資は資本の 50%を越えられない。これが、タイ企業との合資でビジネスを進めている企業がビジネスを拡大する際に障害になっている。ビジネスを拡大するために日本側企業が資本を増やそう

にも、タイ側がそれに応じて過半数を維持できるだけの資本を提供できない。  
(現在改正中)

- ・ また、担保の実行が難しい。外国人は土地を所有できないので、担保物権として例えばタイ企業が所有している土地を設定しても、債務不履行の場合、それを事実上取り上げ転売することができない。
- ・ 売り掛け未回収に関する問題はあまり聞かないが、借りた方が有利というのは変わらないのではないか。取りたても、あまりうるさく言うと、ピストルの弾が飛んでくる世界はどこもあまり変わらない。
- ・ 売り掛け未回収に関する問題をあまり聞かないのは、中小企業は現金取引の世界であるからというのも一因であろう。

### 2-3. 中小企業振興に関する意見

- ・ 中小企業振興のためには、商工会議所の機能をもっと強化していく必要がある。タイ商工会議所はそれなりにやっているのだろうが、その活動があまり知られていない。商工会議所は大学まで持っているが、大学も知られていない。
- ・ 中小企業で働く従業員のために、記帳指導や経営指導等もっと現業ニーズに合う教育やトレーニングが実施されるべきだが、あまりタイ商工会議所の活動は知られていない。
- ・ バンコク日本人商工会議所は、タイ工業連合会(FTI)と共同でタイ語による簿記認定試験を実施し、評判が良かったので、FTI 等を中心にオーソライズされた資格制度にしていきたいと考えている。中小企業（製造業）には、今まで複式簿記の発想すらなかった状態なので、こういった所から始めていく必要がある。
- ・ タイの中小企業は融資が受けられなく困っているという話を良く聞くので、取引のある日本企業や商社を通じて、地元企業へ資金を貸し付けられないものであろうか。一種の日本の商社金融だが、こういったしくみを作って、中小企業に資金が流れるようにしたい。タイにも中小企業公庫もあり、与信機関もあるが、中小企業には全く知られていない。そういった制度があるということと、実際に比較的簡単に利用できるということとは別ということである。
- ・ 技術面（技術指導）では JODC のスキームが使えるので、何とか手段はある。

#### 2-4. 収集資料

- ・ The Guide of Japanese Chamber of Commerce, Bangkok
- ・ 所報 9 月号 (2542、1999 年 451 号)
- ・ 「タイ人経理担当者向け簿記試験の実施顔末記」所報 1999.6
- ・ 1999 年秋期タイ国日系企業景気動向調査の概要
- ・ 1999 年秋期タイ国日系企業景気動向調査報告
- ・ 外国人企業法 (仮訳) 1999 年 11 月



1. 日時： 2000年1月26日 14:00 ~ 15:00

2. 相手側出席者：

Chaiwat Maraprygsavan

3. 調査団側出席者： 舟橋、椿本

4. 面談概要

SMEにとっての問題点は、投資、資本、資本市場、技術力の問題であろう。マーケティングにも問題がある場合が多い。マーケットのニーズに応じていく能力が問題となる。

今後は、E-Commerce、Internet等をどのように活用していくかが焦点となろう。

企業が個人企業から成長していくに伴い、いろいろな法律的な対応が必要となってくる。有限責任会社(Limited Liability Company)とするためには、発起人を集める必要もあり、商業登記の必要もある。税制に対する対応も要求される。SMEにとっては、こうした法的手続きや役所への届け出や対応のための十分な能力に欠ける場合が多い。

商業銀行から融資を受けるにあたっての問題点も多い。商業銀行は当然のこととして、自らの基準による要件を要求してくるからである。担保又は保証は第一の問題点であろう。SMEは担保として供することが出来る自らの所有資産も少ないから、信用力に欠けることになる。

そこで、政府系金融機関、例えばSIFCによる融資の必要性が生じてくる。この場合の担保要件をどこまで緩和するかは、最大の問題点である。

SMEの技術力の不足に対応するための研修や訓練施設も企画されている。例えば、タマサート大学等による研究所等である。法律研修も含まれている。

マーケティング力の不足への対応策も、官民双方で試みられている。商業省では、国内だけでなく、在外大使館のアタッシェによって海外マーケティング情報収集も行っている。

タイにおける企業の組織形態としては、① Private Limited Company、② Public Limited Company、③ Partnership という3種類がある。

① Private Limited Companyは、Civil and Commercial Code(CCC)の定めに基づき設立されたもの、② Public Limited Companyは、Public Companies Actに基づき設立されたものである。②については、名称は公開会社(Public Company)と称しているが、上場されているとか証券取引所で取引されているという意味での“公開(Public)”ということを表しているのではない。実際に上場されているとか、タイ証券取引所(SET; Stock Exchange of Thailand)で取引されているかには関わらず、その株式を一般に公開できるという意味である。

③ Partnershipとは、CCCの規定に基づき、2人以上の者が共通の事業目的のための事業組織を作り、これに基づく利益を配分するものである。これは、さらに Ordinary と Limited に分けられる。

Ordinary Partnershipにおいては、全てのPartnerは、Partnershipの負債及び義務について連帯か

つ無限の責任を負う。Partner は、現金、他の資産、労務を出資する。Ordinary Partnership は、Ministry of Commerce に登録することができる(may be registered)。

Limited Partnership においては、Partnership への出資の限度においてのみ責任を負う者と Partnership の義務について無限責任を負う者との2種類の Partner がある。Limited Partnership は登録する義務がある。

タイ証券取引所(SET ; Stock Exchange of Thailand)は、証券取引法(Securities Exchange Act)によって設立され、1975年4月に取引を開始した。1992年3月からは旧法を全面改正した新証券取引法が施行されている。この時に証券取引委員会(SEC ; Securities Exchange Commission)が設立された。Public Limited Company が、その株式を一般に公開するためには、SEC 事務局の認可を要し、公開後は、四半期及び年毎に財務監査報告書と年次報告を SEC に提出する必要がある。

## 5. 参考

日本法における合名・合資・株式・有限の各会社 (倉沢康一郎、世界大百科事典)

現行法上、会社の種類としては、商法において合名会社、合資会社、株式会社の3種と、さらに有限会社法において有限会社の計4種が認められている。これらは、社員(法律的には、社員とは会社という社団法人を構成している人すなわち共同企業主として資本を拠出した人というのであって、会社員の意味でのいわゆる社員とは異なる。いわゆる社員は、独立の企業主体である会社にとって雇傭契約の相手方である)の責任の差異を基準とする分類である。すなわち、会社が取引相手に対して債務を負い、会社の資産だけではその債務が完済できない場合に、社員が法律上どのような責任を負うかが会社の種類によって異なるのである。合名会社の社員は、直接無限責任を負う。すなわち、会社の資産だけで会社の債務が完済できないときには、合名会社の社員は、全員が債権者に対して連帯責任を負うのである(商法80条)。

合資会社の社員には2種類あって、合名会社の社員と同様に直接無限責任を負う者(無限責任社員)と、あらかじめ決められた出資額の限度で債権者に対して連帯責任(直接有限責任)を負う者(有限責任社員)とに分かれる(商法146条)。これに対して、株式会社と有限会社の社員は、間接有限責任を負うだけである。すなわち、両会社の社員は出資額の限度でしか責任を負わず、しかも債権者に対する責任は会社が負うのであって、社員の責任は会社に対する出資義務にとどまるのである。社員が無限責任を負うためには、会社の経営をみずから行う権限が認められることを前提とする。したがって、合名会社や合資会社では、社員(無限責任社員)の人的信頼関係・個性というものが重要である(人的会社)。これに対して、社員が間接有限責任しか負わない場合には、所有と経営の分離が可能となり、会社に対する出資義務を履行する者でありさえすれば、社員の個性は格別に問題とはならないことになる。これを会社の債権者

の側から見れば、合名会社や合資会社にあつては、社員(無限責任社員)の財産が究極的な担保となるのに対して、株式会社や有限会社にあつては、会社の資産だけが担保となる(物的会社)。

本来、物的会社では、社員の個性が問題とならないのであるから、社員の交代は自由であるべきものである。つまり、社員が間接有限責任しか負わない以上、従来の子員の出資義務を肩代りする(実際には、出資義務はすでに履行されているから、それに見合う資金をその社員に支払つて社員たる地位を買い取る)者がいれば、その者を新たな社員としてかまわないはずである。そのことによって、従来の社員は、自分の投資を回収することができる。

### **MAI (Market for Alternative Investment)**

1999年6月21日には、第二の株式市場であるMAIが設立された。これは、中小企業の資金調達を目的とするものである。MAIは、「中小企業の再生と発展」というコンセプトを掲げており、中小企業に対して、資金調達手段の提供だけでなく、内部監査体制やコーポレートガバナンスの確立に至るまで、中小企業に対して広範な指導を行つていく。中小企業を「個人商店」から「企業」へと進化させることを狙っている。

MAIの主要な目的は次の3点である。

- ① 中小企業に資金調達の機会を提供すること。
- ② ベンチャーキャピタリストと中小企業をつなげること。
- ③ 債務の株式化を通じて債務再編成(Debt Restructuring)を促進すること。

タイ国大蔵省面談記録 1月27日午前

ミッション側； 近藤、滝川、船橋、相馬、椿本、末武、大塩

大蔵省側； Ms Payoong Phansutthirangkura ( director, office of legal affairs )

Mr Kritsda Udyanin ( director ), Mr Sooppachai Srisathaporn ( senior economist )

オブザーバー； 原 ( JICA expert )

今週月曜日に日本から帰ってきたばかりだ。( Mr. Kritsda )

新しい法律が採択され、大蔵省のなかに新しい政策作成の部門が設立される。中小企業への融資保証制度については、SICGC ( small industry credit guarantee corporation ) があり2月か3月に増資 10 億バーツが予定されている。また SIFC ( small industry finance corporation ) の増資が 10 億バーツつい最近おこなわれ、さらに 15 億バーツ3月に予定されている。さらに来月には新しい 10 億バーツを投入して中小企業基金を設立する。4番目にタイの商工会と一緒に地方の SME に対して現存する 11 のアドバイザーセンターとは別のアドバイザーセンターを設立する。一般及び財務のアドバイスを担当する。昨年も行ってきたが今年も 350 億バーツ投入して新しい SME のための市場開拓をする予定である。

新しい法律 Act of promotion SMEs が採択され、もうすぐ官報で公告され執行される予定である。またすでに説明したように上記2つの金融機関が増資により保証限度額が増額される予定である。SME の定義が資産総額 200 百万バーツ以上の会社になる。現在 SME 振興のため、ファクタリングやリースイングの法律案を作成しなければならない。勉強中である。日本に類似の法律があったらぜひ英語版コピーがほしい。

新しい税金制度の輸入税を導入することを2年前から IMF と一緒になって検討している。税務調査官は約 1,000-2,000 人いるだろう。人数は不十分である。SMEs の経理指導のため増員は必要だ。SME が税務申告する動機は正確な帳簿作成で上記2つの政府系金融機関からの融資等が簡単になることだ。またアドバイスも受けられる。大蔵省のなかに政府系金融機関をモニターする機能を付与したい。SME 用の簡単な会計原則はまだないが、中小企業診断士制度により SME の会計を向上させたい。国際会計基準は SME に対しては一部適用除外が望ましい。タイ国に国際的企業があるが、そのような企業は対応できるだろう。最近第2証券取引市場が開設され1社そこに上場された。又新しいクレジットピウロウ信用調査機構をつくりたい。すでにある政府住宅銀行の個人信用調査情報と商業銀行の個人と会社信用調査情報を利用したい。さらに一定の動産を担保の対象にできる様検討している。

収集資料； A guide to Thai taxation 1998

Act of promotion SMEs (予定)

**Ministry of Commerce (Thailand)**  
**Dept. of Intellectual Property**

1. 日時： 2000年1月27日 14:00 ~ 15:15

2. 相手側出席者：

Santi Rattanasuwan (Deputy Director General)  
Surat Tasnawijitwongs (Director of Patent Office)  
Pisanu Sekasiddhi (Director of Intellectual Property Promotion and  
Development Division)  
Vachra Pikaew (Senior Trademark Examiner, Trademark Office)

3. 調査団側出席者： 近藤、舟橋、椿本、大塩

(同席) IWASAKI Yoshiaki, NAKAMURA Tatsuyuki, 三浦義章 (JICA チーム)

4. 面談概要

Trade Secret に関する法律は、TRIPS 協定に対応するための法整備である。その定義は TRIPS 協定のものと同様である。日本では不正競争防止法の全面改正により対応したそうであるが、タイでは独立した新法をつくった。

Trade Secret については、その性格上から登録の問題は起こらないが、化学製品、農業等について別の趣旨からの登録が行われることはある。

SME 対策の重要性は認めるが、知的財産制度において特に SME 振興を目的とした優遇策はない。登録料の割引のようなものもない。

ただし、特許権出願に関して、工業省、科学技術省から援助するような方策を検討している。

最近(1999年9月27日施行?)、Patent Law を改正して、Petty Patent 制度を新設した。申請はこれまでで200件程度で、月に50件ぐらいである。96%は内国出願である。

無審査登録であるが、90%は様式審査で不備となり出願様式について指導を行う結果となっている。タイでは弁理士制度がないということが原因である。弁護士に特許出願を依頼することはない。報酬が高額過ぎるためである。

Petty Patent 制度が SME 振興のために寄与しているかは、施行後の期間が短いこともあり不明である。ワークショップやセミナーを開く等によって制度の周知に努めている。

審査官(Examiner)数は当初は16人であったが、年6000件を審査するには不十分で、10人程度の一時雇用の審査官を配備している。もっと増員が必要である。これはタイだけでなく、世界のどの国でもそうではないか。タイでは出願件数が毎年20%の増加率を示している。

商標については国内出願が多いが、特許については9割が国外からの出願である。これは、商標法が成立したのは1931年で70年近い歴史があるのに対して、特許法は1979年に成立し、20年程度の歴史しかないということも原因の一部であろう。

タイにおいては、知的所有権に関しては主として刑事事件として問題になることが多く、民事事件となることは少ない。

ASEANの地域間又はそれぞれの国との間の二国間協力については今後共に積極的に対応していくつもりである。研修や研究の面での協力を強化する必要についても認識している。

## 5. 収集資料

Department of Intellectual Property ANNUAL REPORT 1998

## 6. 参考

### TRIPS 協定

工業所有権や著作権の国際的保護については、1995年に発効し、世界貿易機関(WTO)により管理されている〈知的所有権の貿易関連の側面に関する協定〉(TRIPS 協定。Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights)においても規定されている。TRIPS 協定第2条の規定により、WTO加盟国は、パリ条約、ベルヌ条約に加盟していない国であってもパリ条約の実体的な法規定に従わなければならない。TRIPS 協定は〈開示されていない情報〉(一般に営業秘密(トレード・シークレット)という。)および〈集積回路の回路配置(トポグラフィ)〉もその対象とする等、知的所有権の保護を、パリ条約、ベルヌ条約より厚くしている。またWIPOは96年1月よりWTOと協定を結んでいる。この協定は、TRIPS協定の施行に関する発展途上国への法的技術的援助、知的所有権法令の通報・収集、国家と政府間国際機関の紋章の通報に関して、両機関の協力関係を規定している。(世界大百科事典)

**Ministry of Commerce (Thailand)**  
**Business Registration Division**

1. 日時： 2000年1月27日 15:30 ~ 16:30

2. 相手側出席者：

Preesha Hantongtus (Commercial Analystist)  
Samruay Daengduang  
Dasunee Pathomsat  
Udomsak Kangkampa (Information and Statistical Analysis Sub-section)

3. 調査団側出席者： 近藤、舟橋、椿本、大塩

(同席) 三浦義章 (JICA チーム)

4. 面談概要

事業のための組織としては、Sole Proprietorship、Partnership、Limited Company、Public Limited Company の4種類に分けられる。

さらに民商法典(CCC; Civil and Commercial Code)及び公開会社法(Public Limited Company Act)は法人を、Ordinary Partnership、Limited Partnership、Limited Company、Public Company Limited の4種類に分けている。

Ordinary Partnership においては、単一の種類の Partner のみから成り、Partner は Partnership の全ての義務について連帯かつ無限の責任を負う。Ordinary Partnership は、Ministry of Commerce に登録(登記)することもしないこともできる。登録(登記)した場合は“Registered Ordinary Partnership”と呼称される。

Limited Partnership においては、Partnership への出資の限度においてのみ責任を負う者と Partnership の全ての義務について無限責任を負う者との2種類の Partner がある。Limited Partnership は登録(登記)する義務がある。

以上から、Partnership はさらに、Unregisterd Ordinary Partnership、Registerd Ordinary Partnership、Limited Partnership という3種類に分けられることになる。

登録(登記)所は、Bangkok に8ヶ所ある。

(Private)Limited Company は、民商法典(CCC)の定めに基づき設立されたもの、Public Limited Company は、Public Companies Act に基づき設立されたものである。

Limited Company の設立には7人以上の、Public Limited Company の設立には15人以上の発起人を要し、定款を登録(登記)しなければならない。

最低資本金制度はない。Limited Company を設立するために要する資本金額は  $5 \times 7 = 35B$  ということになる。

1999年11月24日に外国人事業法(Foreign Business Act)が成立し、2000年3月3日から施行される。ここにいう外国人(Foreigner)とは、タイ国籍を持たない自然人、タイ国において登録(登記)されていない法人、過半数の株式又は総資本額が以上の外国人によって保有されて

いる法人、タイ国籍を持たない自然人が Partner となっている Registered Ordinary Partnership や Limited Partnership 等である。

外国人事業法(Foreign Business Act)では、外国人が参画できない業種についての規定があるが、この数は旧法に比べて大幅に減少した。外国人企業については最低資本金についての規定もある。

1999年6月現在における、MOC登録法人総数は、403,747である。これらの登録法人は、定期的に財務諸表を報告する義務があり、これらの財務諸表は一般の間覧に供される。

最近3ヵ年の新規登録(登記)法人数(全国計)を種類別に見ると次のようになる。

|                      | Number of Firms      |        |        |
|----------------------|----------------------|--------|--------|
|                      | Year of Registration |        |        |
|                      | 1999                 | 1998   | 1997   |
| Limited Company      | 15,249               | 12,438 | 16,608 |
| Limited Partnership  | 9,378                | 7,746  | 12,258 |
| Ordinary Partnership | 50                   | 17     | 38     |
| Public Company       | 6                    | 5      | 11     |
| Total                | 24,683               | 20,206 | 28,915 |

## 5. 収集資料

Foreign Business Act  
Statistical Data



## 議事録

日時：01/27/00 14:00-15:30

場所：Thailand-Japan Technology Promotion Institutes

村林 諒氏(Project Expert, Enterprise Evaluation Project)

JICA ミッション側：瀧川、相馬、末武

### 1. 瀧川団員の JICA ミッションの目的の説明及びメンバー紹介

#### 2. 日タイ技術協会の村林氏の説明

##### 2-1. タイの中小企業診断士育成計画の概要

・ 水谷ミッションに基づき、タイの中小企業振興のために、診断制度の確立、中小企業への金融制度の確立、地方産業振興の 3 つの柱となる計画が策定された。この最初の診断制度の確立に関する計画の一環として、タイに中小企業診断士の制度を確立し、人材（中小企業診断士）を育成することになった。

・ 中小企業診断制度の確立のために、タイ工業省の委託事業として、診断のフレームの構築（診断のわく作り）、診断士の育成、診断そのものの実施の 3 つのコアとなるプログラムを実施している。

・ 現在、JICA 専門家 2 名、JODC から 6 名の専門家の計 8 名のチームで推進しているが、99 年度予算分で実行すべき計画（委託された分で、内容は主に啓蒙、教育及び企業診断）は 12 月で消化し終わり、事務作業の関係で専門家が残っている。タイの産業構造調整のための臨時予算を使って実施しているため、単年度主義なので、恒久的に運営していくために、經常予算で実施したいという要請を行っている。

・ タイ政府の方針で、政府の職員を増やさないようにしている。そのため、この中小企業診断士育成計画推進についても、工業省から TPI に全面委託されて実施している。

・ TPI では今までいろいろ技術分野の短期セミナーを実施してきていて、トレーニング経験も豊富で、講師のネットワークも構築できていたので、きちんと実施できると判断されたのであろう。

##### 2-2. 診断制度の枠組み構築

・ 診断士制度の主目的は、工業省関係の業務の委託先（例：施策がらみの診断）として、工業省が使う人間のリストを作るのが主眼だが、民間サイド（一般診断）でも利用されることを願っている。

- ・ 中小企業診断士は国家資格ではなく、工業省へのレジスターという位置付けであるが、公認会計士よりは権威のあるものにしたいと考えている。そのため倫理規定を作り、基準も明確にし、刑罰者は直ちに資格を剥奪され、業務に一切従事できないようなことを考えている。また、恒久的な資格ではなく、3年毎の更新が必要なようにしようと考えている。研修を受け、診断士補として診断士の指導の基にインターンを積ませ、その後正式な診断士の資格を与えるようにしたいと考えている。

- ・ SIFC の融資条件に加える等、政策金融機関とくっつけることを考えたが、始まったばかりなので診断士が実施する診断にコミットもできない状態なので、独立させている。いずれは絡ませていきたいと考えている。

- ・ 日本のこういった制度ややり方が、意外に知っている人には知られていて、高度や管理技術として求められるが、そういったものを支えている基礎の計数管理のしくみや計数管理技術を実施する基盤がタイの中小企業にはないので、ギャップが大きい。

- ・ また、タイ政府や関係者も、早急に結果を求める傾向にあるが、診断制度を作って中小企業を診断し、経営者に改善提案を行っても、経営者がそれを受け入れてきちんと実施しなければならず、強制力がある法律のようなものではなく、成果が明確化するのにも時間がかかる分野なので、永続できるか、ある程度の影響力をきちんと発揮できるま

での浸透力を構築できるのかすごく心配している。

### 2-3. 中小企業診断士の育成

- ・ 中級コースと初級コースを実施した。これまで 300 人以上にトレーニングを実施した。中級コースの 99 名の研修終了者の内訳は 9 名が政府・金融機関からの派遣者、27 名が民間企業からの派遣者だが、63 名の就職浪人の研修修了者がいる。彼らは大学を卒業したばかりで、実務経験もなく、これをどうするか頭を痛めている。SIFC 等政府関係で何人が廻して欲しいという要望もあるが、それでも余るので、経過的な措置だが、強制的に診断で使ってもらい、その診断を認めさせるようなことができないか考えている。

- ・ 講師はなるべくタイ人を使っている。大学の先生が多い。ただ、大学の先生の教え方は理論偏重なので、あまり実学的でない点が悩みの種である。研修生側にも、基礎的な簿記の知識が欠落していたりして、観念では理解できるの

だろうが、実態として、これがこういった数字になっているからこれだけひどいといった感覚として理解できない。さらに数学の知識や能力が弱く、従って計数的な分析ができない点が困っている。このため、企業診断で計数分析ができなく、計数管理を指導できない。

- ・ タイに進出している日本企業の管理者等に講師を頼みたいのだが、彼らは忙しすぎて頼みにくい。
- ・ とにかく、あらゆるリソースを使って、もっと実学的な要素が濃いものにしていく必要を感じている。

#### 2-4. 中小企業診断の実施

- ・ 中小企業診断士育成のためのトレーニングと並行して、中小企業の診断も実施した。最初の申し込みはほとんどなく心配していたが、後半になって予想以上の申し込みがあり、171社の診断を実施し、40社の積み残しが出た。この積み残しは来年度に実施する予定で、現在その準備を行っている。
- ・ 診断受付は工業省及び工業省の地方事務所を通じて宣伝し、受け付けた。工業省の地方事務所が存在しない地方では、地方の商工会議所を使って行った。今後もこのルートで実施していきたい。

#### 2-5. 中小企業振興

- ・ 中小企業の経営者育成と中小企業診断を統合化させたいと考えていたが、蓋を空けてみたら、別枠になっていた。中小企業の経営者育成は、タマサト大学の方で実施されている。
- ・ 計数管理をどう中小企業に植え付けていくかが、タイの中小企業が力をつけていくためのポイントになってくると考えているが、これが大変である。学者はいろいろいるのだが、現場や実用サイドから教えられるタイ人がいない。

#### 2-6. 収集資料

- ・ Technology Promotion Association (Thailand-Japan)
- ・ 「中小企業診断制度構築状況について」2000年1月15日
- ・ 「タイ国中小企業診断制度構築について（報告）」2000年1月15日

タイ国会計事務所面談記録 1月28日午後

会計事務所側；興口 勝海（ Director ）

ミッション側；滝川、船橋、大塩

日本系企業は約 4,000 社タイにいるが、日本商工会議所に登録しているのは、約 1,200 社だろう。最近のタイでのビジネスの上での問題は、企業間の競争と通貨不安であろう。税金や法律の問題は深刻ではないようだ。2年半まえの金融危機以来、IMF から 127 億ドルの融資を受けて法制度の見直しをして、経済関連 12 法案を成立させ破産法・土地法の改定も行なった。政府の改革が社会経済に及んだ後、景気をもとにも戻す政策として、昨年3月と8月に人材育成を含む中小企業振興政策が打ち出された。元バンコク JETRO 所長水谷氏が中小企業振興策も含む政策提言がなされた後、120 億バーツの資本投下により、基金を設立した。タイ国は緩やかな社会構造で、行政の執行権限を各役人に任せる風潮がある。そんな合理的な仕組みが出来上がってしまっている。汚職汚染度は世界第 30 番目だそうで、きれいにしようと政府は努力している。

以前興口氏は商務省の輸出振興局でトレーニングセンターの建設の JICA 案件に長期専門家として2年間関係していた。マレーシアの工業開発銀行にも2年間出向していた。いま AA バンコクは国営企業の民営化プロジェクトのマスタープラン作成に参画している。今後円借 1,240 億円以外に官沢プランと小測プランが追加されて日本からの ODA 資金は増加するだろう。

タイでは 40 万社商業登録されている。そのうち 390 社が証券取引所に上場されている。それに年間売上 5 億バーツ以上の外資企業 1,500 社が VAT 及び法人税を負担する企業だろう。タイではすべての会社は決算後 4 か月以内無に株主総会を開催し、貸借対照表・損益計算書の承認後それを 1 か月以内に商業登記所に登録しなければならない。コンピューター管理と会社の登録番号化で 40 万社の登録された貸借対照表・損益計算書はすべて第三者によって閲覧できる。また 150 日以内に税務申告もしなければならない。VAT 付加価値税の導入で領収書の点検をコンピューターで売り手と買い手の反面調査で行い税務調査の効率を計っている。この税務調査コンピューターソフトは IBM ロンドンが競争入札で落札し、納入した。毎月 VAT 申告義務が生じているので脱税工作の時間が稼げないのが現状である。

会計原則はタイ語と英語訳の対比本がタイの公認会計士協会から出版されている。(500 パーツ) 国際会計基準と相違点があるが、徐々に調整されるだろう。税法は翻訳会社から出ている。タイでの投資環境および手続きは アーサーアンダーセンの Doing business in Thailand に説明されている。参照してほしい。

収集資料；Doing business in Thailand

VAT tax guide

Accounting standard in Thai

## 議事録

JICA ラオス事務所

日時：平成12年1月31日 11:00~12:00

事務所側対応者：熊谷職員、正木企画調査員

ミッション出席者：天野、藤原、楳本、大塩、末武、古川

1 ラオス事務所は、1996年12月にそれまでの協力隊調整員事務所からJICA事務所となり、ラオスに対する援助重点分野の決定を受けて、重点分野1)人材育成、2)農林業、3)BHN、4)インフラ・エネルギー開発のセクターごとに担当を分けている。中小企業に関しては、ラオス工業手工業省の管轄であることからインフラ・エネルギー開発セクターに分類されるが、人材育成セクターとのかかわりも大きい。

JICAが当該国に対する包括的な協力プログラムを整理した「国別事業計画」において、ラオスについては、人材育成セクターの中に、これまでの民間部門の人材不足を補い、社会システムを適切に機能させるため、民間経営者及び企業の育成、国内外の市場の整備、円滑な企業活動のための環境整備を目指すことが明記されている。

2 経済政策に関する調査については、国家計画委員会(SPC)のNational Economic Research Institute(NERI)がリサーチをしており、次期中長期計画のドラフト入手を含め、同機関訪問が有効であろう。現在同機関には短期専門家も派遣中である。

3 法制度整備に関しては、JICAは昨年度から短期専門家によるセミナーと国別特設研修を組み合わせた協力を実施している。ほかにUNDP、世銀、スウェーデン、オーストラリアなどがそれぞれ協力しており、法整備にかかるドナー間の円卓会議も実施されている。協力対象機関は司法省の他、検察庁、最高裁判所などである。

ラオスの法律は、各種法律がとりあえず存在し、形の上ではカンボディアなどより整備が進んでいるように見えるが、実施面での問題が多く、まだまだ未整備である。また、政治的なつながりからか、常にベトナムと比較し、参考にしているということが特徴である。

4 民間企業への調査は、日系企業の数に限られており、調査が集中するため、あまり歓迎されないのが実情である。

5 JEIROはヴィエンチャンでコレスポンデントを雇い情報収集に努めている。現在ヴィエンチャンで輸出振興セミナーを開催中であり、日本の展示会で手工芸品を中心としたラオスからの出展も予定している。

6 商業観光省、投資協力委員会(CIC)にも専門家を派遣しており、今回訪問を予定している。また、JICAの森林プロジェクトに対し短期専門家を派遣し、現地の材料を利用して紙すきを指導して、良い成果を得た。

7 ラオスでは人口の9割以上が農業に従事しており、工業製品は雑貨も含め、ほとんどがタイ、ベトナム、中国などからの輸入である。国営企業には工業分野の企業はなく、外貨収入源は電気、木材の輸出である。国力、経済規模などはタイの100分の1の感覚である。

8 ラオス人の英語力は非常に低く、本邦への研修員受け入れ（特に長期研修員）においても問題となっている。タイとは言語も近く、タイでの研修は効果が期待できるものの、両国の間には微妙な国民感情が存在するため、実施の難しさも残っている。国内でも各民族の言語が使用されており、多民族国家であることを反映して、言葉の問題は大きい。

9 本邦の研修修了者がほとんどラオス国内政府機関に定着している現状から、ラオスにはそれらの人々が流出すべき民間企業がないと言うことがわかる。起業するものもほとんどいないのが現状である。

収集資料：

|  |   |              |
|--|---|--------------|
| Seminar of the implementation of treaties and conventions  | UNDP  | 1999.6.12-14 |
| Strengthening the judiciary in the Lao P.D.R.  | UNDP  | 1999-2002    |
| Overview of the Lao judicial system  | Kaplan, Nordveit                              | 1998.4.10    |
| Strengthening the institutional foundations for the rule of law in the Lao P.D.R.  | UNDP  | 1998-2001    |
| Strengthening the foundations for implementation of the rule of law in the Lao P.D.R.  | UNDP  | 1999-2002    |
| Strengthening the office of the public prosecutor  | UNDP  | 1999-2002    |
| Support for Lao P.D.R.'s integration into the international trading system   | UNDP  | 1998-2002    |
| Maximising the trade, investment and the economic benefits of ASEAN and AFTA for the Lao P.D.R.<br>( 1. The agriculture sector, 2. The industry sector, 3. The services sector ) | UNDP  |              |
| 1998.4   |   |              |
| Lao P.D.R. Business guide  | Lao National Chamber of Commerce and Industry |              |
| カンボジア・ラオス・ミャンマーの貿易・投資制度  | 日本貿易振興会                                       | 1997.8       |
|  | 海外経済情報センター                                    |              |

## 議事録

日時：01/31/00 10:00-11:30

場所：在ラオス日本大使館

長野誠司氏(1等書記官)、赤嶺綾子女氏(経済調整員)

JICA ミッション側：椿本、大塩、末武

### 1. 椿本団員の JICA ミッションの目的説明

2. 日本大使館、長野氏及び赤嶺女史のラオスにおける経済計画及び法制度整備、日本の支援についての説明

#### 2-1. ラオスの国家開発計画

・ 1996-2000 年の中期計画後の国家計画としては、2001-2005 年の中期計画及び 2020 年までの長期計画が UNDP の支援により作成中で、現在ドラフトまで完成している。国家計画策定は国家計画委員会(SPC: State Planing Committee)が担当しているので、ここを JICA のラオス事務所を通じて訪問するといいたいだろう。

・ 1996-2000 年の中期計画を見直してみて、少し高すぎる無理な計画達成目標を設定しすぎたという反省がある。さらに、97 年のアジア危機でのパーツの暴落が、パーツに強く結び付いているラオス経済の発展にかなりの打撃を与え、目標達成の足をかなり引っ張ったという分析もされている。こういった要因で、当初の目標や目的が達成できなかった。

・ 長期計画では、2020 年までには LLDC を脱却することをうたっている。  
・ SPC には経済研究所もあり、ここがいろいろ調査も実施しているので、経済データもいろいろ入手できる。国家戦略等の情報を入手したいのであれば、こちらの方が適切かも知れない。

#### 2-2. 法、規制の整備

・ UNDP が入って法制度のマスタープランを策定し、これに基づいて法制度が作成されつつあるが、全体的にはまだまだ未整備状態である。

・ 法は各担当省庁が管轄するしくみで、司法省は刑法と法律教育、裁判システムの運営を担当しているだけである。商法は商務省が担当している。

・ 通常、法案は党の決議を経て国会に提出され、審議されるが、最近できた外国投資法(Foreign Investment Law)は順序が逆だったため、国会で承認されたにもかかわらず、まだ党からは承認されていない。



- ・ この国も法制度の問題としてよく日本企業から、法整備が進んでいなく、このため、保証がなく、しかも法律が公示されなく、法律そのものも、法律の執行も不安定であるという不満を聞く。例えば、消費税については 2 年前から存在していたのだが、だれも消費税を取りたてようとしなかった。それが急に最近取りたてるようになった。国民に公示する予算も十分でなく、関連する役所への通達だけで新しい法律の制定や実施細則が知らされる。しかも実施は担当実施窓口任せ、担当者が実施できるようになるまで実施延期を任されているので、担当者が実施してもいいだろうと考えたとたんに実施されるというような話を聞いている。

- ・ また、法律そのものも安定していなく、会計法などは半年毎に改定される。
- ・ 法律が機能していない理由として、法律の専門家がほとんどいなく、今まで続けてきた鎖国政策のせいで、市場経済に対する対応ができなく、市場経済に対応するための法を整備しようにも、その作業が遅滞として進まないことも挙げられる。

- ・ 従って、援助機関やその援助機関の下請けで働く外国のコンサルがきちんとこ入れしないとラオス政府だけでは何もできないという状態である。最近ドラフトができた通信法もドイツの援助でやっと完成した。しかし、投資法は法案までできたが、未決議の状態であり、この作成を支援した関係者も、支援してドラフトまでは作ったが、本当に彼らにきちんと執行していただくの能力があるのかとあやぶんでいるような状態である。

- ・ ラオスに進出している企業からも、法制度がきちんとできていなく、ザルのような法整備状況なので、うまくニッチを生かして成功するか、さもなくば、せっかく進出してもすぐにニッチで殺されるかどちらかであると言われた。

- ・ 商業関係の法律専門会社として、PWC: Price Waterhouse Coopers が唯一、外国プロフェッショナル・ファームとして国家から承認された企業であり、ADB の資金援助を得ていろいろ法整備作業を実施しているので、是非 PWC をインタビューするといだろう。

- ・ 法律の原文はラオス語で記載されているが、Andersen Jackson が英文の 2 巻本の法律解説を出版していて、ラオ・ブラザー・ホテルの売店でも入手できる。

- ・ ただ、地方分権化を進めつつあり、例えば、納税は今までは大蔵省の本局窓口のみで受け付けていたのが、徴収を県レベルに移管した。このため、地方

事務所もきちんと税を取りたてるようになり、例えばチャンバサク県の歳入が4倍に増えたというような話もある。

### 2-3. 国際機関及び日本の援助

- ・ UNDP が一番中心的な支援機関である。法整備、国家計画といった主要な根幹計画は主に UNDP により実施されている。

- ・ 世銀、アジ銀も融資及び技術援助を行っている。UNDP を中心としたドナー会議が今年の 11 月に主催される予定で、この中でもラオスの長中期計画のことが話題の中心の1つになると思われる。

- ・ 中小企業振興では、IFC が直接援助を行い、セットパレス・ホテルのプロジェクトを行っている。世銀が直接投資を行い、貴族の館をリノベーションして高級ホテルを、ラオ・ブラの後に建て、これをモデル・ケースとしてラオスにこういったビジネスを起こす手本にしたいと考えている。フランスや OECD も中心になって、何か成功の事例を作りたいと頑張っている。

- ・ 商工会議所や商務省からも JETRO の事務所を開いて欲しいという要請がある。

- ・ タイからの進出が盛んで、ラオスはまだ市場経済のやり方に慣れていないため、タイに

いいようにやられてしまう。しかもよく分かっていない所をいいようにやられてしまうので、ここを何とかしたいという要請がある。

- ・ 商工会議所は、商務省の分室のようなイメージで、商務省の役員が商工会議所の役員も兼任していて、商務省では決めるのがお役所的だが、商工会議所ではビジネスとして決めるので、決断が早いという笑い話がある。

### 2-4. 進出日本企業

- ・ 現在日本からの進出企業は 26 社であるが半分は幽霊会社である。農業ビジネスが 6 社、木材加工業が 6 社、縫製関係 1 社、サービス関係が 7~8 社ある。スズキが組み立て工場をオープンしている。

- ・ 法、規制関係で日本企業がそろって問題だと考えているのは、投資環境に一貫性がない点で、このため、リスクが大きすぎて積極的な投資ができない点である。

- ・ 日本の投資は 12 位で、1%未満である。ベトナム、タイの投資が多い。こ

の中には彼らの政策投資も含まれていて、このポーションが多い。米の投資はそれほど多くない。

- ・ 投資受付は FIMC: Foreign Investment Management Committee が行っているの、是非ここを訪問して話を聞くといいだろう。

- ・ 昔から投資受付処理が遅いことで有名だったが、最近では早くなった。ADB のコンサルによれば、86 年の開放から 96 年迄の外国投資の受理状況を分析し、わずか 40%しか承認されていなく、しかもその理由が、投資条件の不備ではなく、事務処理能力が欠如しているという理由によるものであることを発見した。つまり、ラオス政府は 60%もの外国投資受け入れによる経済発展チャンスをみすみす失っていたわけである。このようなラオス政府の事務処理能率の悪さは珍しくなく、例えば、スズキのノックダウン工場では部品の輸入申請手続きで、輸入許可を得るだけのために半年以上もかかり、その間全く製造できなかったという話を聞いた。

## 2-5. 日本の援助

- ・ 日本の援助は大きく 4 つの柱から成る。人材育成、Basic Human Needs、農業、インフラで、今回の鉱工業プロジェクトは、最初の人材育成の枠組みに位置付けている。

## 議事録

日時：01/31/00 16:00-16:30

場所：工業手工芸省(Ministry of Industry and Handicraft)

Mr. Chareune Inthavy, Deputy Director of Cabinet

Mr. Somdy Inmyxai, Deputy Director General

Mr. Sayasith Khamphasith, Senior Economist and Director of Foreign  
Cooperation & Investment Division, Asean Unit Coordinator

Mr. Kham Quan Houngdouangchanh, Director General, Department  
of Handicraft

JICA ミッション側：天野、藤原、古川、椿本、大塩、末武

### 1. ラオスの中小企業統計

- ・ 98 年度の統計で、企業数は 16,000 社あり、100 人以上の従業員数の企業を大企業、10 人～99 人までの従業員数の企業を中企業、9 人以下の従業員数の企業を小企業と分類している。小企業が 95%、中企業が 5%弱、大企業は 1%未満である。
- ・ 業種分類は ISIC を利用して分類している。

### 2. ラオスの長期経済計画の中の中小企業振興政策

- ・ 2000-2005 年までの中期計画で、各地域とそこで強化すべき産業を決めている。食品加工、手工芸、陶磁器といった産業の振興が中心で、手工芸産業セクターで、GDP の 9%のシェアを目指している。一応、5-10%が戦略目標となっている。
- ・ 中長期工業計画は、ベトナムのものを参考に作っていたが、最近のものは UNDP で作って貰って、現在承認待ちである。
- ・ 長期計画では、2005 年の中期計画を第 1 ステップとし、ここではセメントや建材、鉄棒、鉄パイプ等を中心に輸入品代替工業関係の中小企業を振興させていくが、その後の第 2 ステップでは重工業に重点を移していきたい。しばらくは軽工業中心の工業化になるだろうが、何ができるか現在調査を始めた所である。
- ・ ほとんどの製品が現在輸入に頼っているが、これらの商品を輸入代替していきたい。プロセス産業、鋳物といった産業を発展させていきたい。同時に、家具や木工等の伝統産業で強みを発揮できる手工業分野や環境にやさしい産業

も維持していきたい。

- ・ テクニカル・センターのようなものを作って、技術を移転していくことも必要であり、品質を安定させるために、ブランドや品質保証、標準化といったことも必要だと考えているのだが、現在は、計画策定から、こういったテクノロジー・センター設置まで、どう考えて実施していいのか正直なところ分からない。JICAの人と合うのも始めてで、どうしていいのかわからないので、いろいろ手助けをして欲しい。

- ・ 工業手工芸省の工業振興を担当する部門はまだスタッフが4人しかいなく、設備もない。まず人を増やすことから始める必要があり、オーストラリアへ研修に人を派遣することを考えている。彼には起業家振興に関する研修を受けてもらう予定でいる。

- ・ 工業開発はラオス国内の人材や資源だけでも不可能ではないと考えているが、輸出していくにしろ、国内消費用にしろ、われわれだけでやっていると品質が良くならない。品質を良くするためには、外国企業が来てもらわないとできない。

- ・ 実は GTZ の支援で、小企業振興プロジェクトを作った。しかし、GTZ は、このプロジェクトを、企業体を作って実施したいと提案してきたのに対し、ラオス政府は企業体を作って実施することを認めなかったため、中止することになった。

### 3. 収集資料

- ・ Small Enterprise Development Project バンフ

ラオス国 PWC コンサルタント 面談記録 1月 31 日午後  
コンサルタント側；Mr.OngAthVongsay( Deputy Manager )  
ミッション側；天野、藤原、古川、椿本、末武、大塩

PWC は監査・経理処理・事業指導・税務・法律指導・人材育成等を担当する国際的なコンサルタントである。

ラオスには国営企業がたくさんあった。効率は悪かった。開放経済体制が始まってから小さい企業がたくさん設立されてきた。ライセンスを取得して輸出や輸入が開始された。輸入が活発になり国際収支の赤字が拡大した。国内投資振興法と海外投資振興法（ADB のプロジェクトになった）が必要になった。それらができても世界の要求や日本の質の基準が高くラオスの企業は立ち行かない。資金が不足し担保も提供できない。国際機関から資金が提供されても 5 年後はわからない。AFTA 加盟して関税を下げることになっている。税金は政府収入の 20% でしかない。ラオスの企業活動が活性化されなければ税金が伸びず、ますます財政収支は逼迫し赤字化する。

会計法がラオスにあり、簡便な帳簿体系の会計と中程度の会計と高度に体系化された会計（フランスの体系に源泉がある）の 3 本がある。Run Sun Accounting 簡便な帳簿体系の会計は中小企業に適している。しかし大企業には国際会計基準を PWC は勧めている。国際比較や投資家が報告書を読んで理解しやすいからである。ビジネス法によれば投資額が 100 百万 Kip 以上なら監査が要求されている。しかしだれもこの法律規定を守っていない。

人口 500 万人のラオスで 40% の人がビジネスをも持っている。しかし実態は違うようだ。最近 PWC は ADB のプロジェクトで破産法の修正に関係した。国内投資振興法の運用についても ADB のプロジェクトに関係した。ADB 向けの報告書は英語である。PWC はラオスでは公式なコンサルタントとして政府に認められている。国営企業の民営化は提案している。

外国投資家の利益に対して 20% の法人税が課税されるが、国内企業なら 35% になる。また所得税は外国人なら 10% だがラオス国民なら累進的に最高 45% になる。家族手当・教育手当の引当控除がいろいろ認められていて、海外投資は優遇されている。一方、弁護士は不足している。会計士も不足している。外国投資家はラオスでは大変だ。商工会議所も弱体だ。

収集資料；The world of PWC in Indochina

PWC(LAOS)LTD

ラオス国商業観光省面談記録2月1日午前

商業観光省側；Mr. Souvanny Saysana ( deputy permanent secretary )

ミッション側；天野、藤原、古川、椿本、末武、大塩

JICA 側；海老原 (JICA 長期専門家)

商業観光省は国内産業部門 (国内生産の振興で地域産業を育成) と海外貿易部門 (展示会開催して輸出振興) と商業登記部門がある。最近機構改革で観光部門が付設された。1999年度から基本的な法律体系を確立するようになってきた。ビジネス法の所管省庁として商業登記の事務所も管理している。製造業及び商業の中小企業の登記は各地域の登記事務所で行なわれる。製造業のライセンスは別に工業省で授与される。小企業は家族手工業レベルで中企業は 50 人以下の従業員の会社かもしれない。市場経済に移行し始めたラオスでは開放してインセンティブを与えて外資を導入したい。工場建設をしたい。生産はマーケティング志向の生産をするようになる。過去の過剰生産から脱却して私企業の生産方式で例えばコーヒーをヨーロッパに輸出したい。省内の研究所でデザインセンターを開設して戦略やソフトウェアを推進したい。アセアン等世界組織に加盟した。

1996 年から 2000 年までの 5 年計画がある。毎年見直しがある。2 年前の経済危機で修正がなされた。2001 年から 2005 年までの 5 年計画を作成中である。まだ草案すらできていない。次の 5 年ごとのプロビュ (政党の会議) で草案ができるだろう。ガイドラインが示される。各セクターの方針がでる。輸入を押さえ、輸出を振興したい。2000 年から 2020 年の 20 年計画が別にある。誰も先が見えない。災害があるが農業が基本で、政党が作成したガイドラインにより主要な 80 のプロジェクトを政府が決定する。

人材育成が急務である。テクニカルアシスタントが要求されていて、リサーチ能力と教育機能とマーケティングを含む情報収集機能の強化が必要である。約 450 社ある製造会社にまず国内のマーケティング情報を商工会議所を経由して流したい。商業登記の法律以外に、ビジネス法・エンタープライズ法・破産法・私的財産法・外国投資法・契約法・会計法などがある。英語訳は司法省で入手できるであろう。また法以外に規則や通達 (degree) もある。

(海老原氏の追加説明) 電力会社は国営会社である。ビール会社は国営会社からタイ資本が入って、民営化された。ラオスは労働力が安い不足しているので、材木や繊維を加工して輸出する産業を振興するのが道か？ 土地は所有が認められないので担保に取るのはむずかしい。建物の所有は可能である。日本から政策融資としてツーステップローンを組んでラオスの中央銀行に貸し付けても担保が現段階では実効的でないのもむずかしい。

収集資料；What and How to do business in the Lao PDR

ラオス国大蔵省面談記録 2月1日午後

大蔵省側；Ms Thipphakone Chanthavongsa ( deputy director general )

ミッション側；天野、藤原、古川、椿本、末武、大塩

大蔵省は現在、7つの部門に分かれている。①官房 secretary of ministry ②政策 fiscal policy ③税務 tax ( tax collection ) ④関税 customs ( import & export duty ) ⑤国家財産管理 state asset management ( state own land & building ) ⑥財務検査 financial inspection ⑦経理 accounting ( public accounting standard )。大蔵省のなかには中小企業のための特別の法律や政策はない。ラオス国には大企業がない。企業に適用される法律で大蔵省管轄のものは、関税法・税金法・予算法・土地法だろう。中小企業対策の政策実行省庁としては、工業手工業省と計画委員会が重要だろう。農業法が農業牧畜省によって作成されている。国民の80%は農民である。農業振興にとって大切な法律である。

法律の公告については以前4-5年前官報によって国民に知らされていた。最近では新聞(ビエンチャンタイム?)によって国民に知らされている。また法律の英語訳については、法務省に翻訳局があるが多分税法や関税法の非公式な英語訳ならあるかもしれない。GDPの数値とか産業別経済活動結果は統計局 national statistic center が集めている。サマリーの統計は後日 JICA に届ける。

金融については、商業銀行すべて100%国有銀行である。Bank of foreign trade of Lao, Lao mai Bank, Lane Xang Bank, Agriculture Promotion Bank などがある。Agriculture Promotion Bank だけは政策的な銀行である。国民の80%は農民だ。ほかの銀行は中小企業にも融資をしている。その他外資系銀行として銀行及び支店が幾つかある。タイ国の銀行の子会社( Joint Development Bank )や支店(Public Bank-Branch)である。合併銀行はベトナム商業銀行がある。今後銀行の再編成はあるが、民営化の予定はない。電力会社(発電と配電)や水道供給会社は民営化の検討(海外の例を参考にしている)を BOT 方式も含めて開始した。一方業績の向上を検討している。しかし証券取引所の開設は予定がない。日本訪問でいろいろ勉強はしてきた。

最近ドルと KIP の交換レートが安定してきた。また ADB が銀行の改善を提案してきている。中小企業向けの優遇金利等の扱いはない。拡大 ASEAN (AFTA) に加盟したので2003年までには関税を引き下げなければならない。税収が減るので、いまの excise tax を変更して付加価値税の導入に踏み切ることも検討している。税収の効率を高めることも難問だが検討しながら実践している。タイ国境付近の密売脱税は困っている。また公務員の汚職も取り締まるべきである。この件については IMF や UNDP の援助もある。企業の会計については小企業と中企業と大企業にあう会計帳簿体系を別々に用意している。小企業は簡易な会計帳簿で100%信用できないがそれでよい。税務調査にも役立つ。税務職員の数不明。

企業の活動で金融を受ける際の担保が必要になったら、土地の所有権でなく利用権に担



保を設定できる。またその登記もできる。

(収集資料；なし)

## 議事録

国家投資協力委員会(CIC)

日時：2月1日 15:45～16:30

面談者：Dr. Bounheuang Mounlansy Director General, 渡辺肇専門家

ミッション側：天野、藤原、椿本、大塩、末武、古川

### 1 法制度整備分野での国際協力について

1996年依頼ラオスは各国の協力を得て法整備を開始し、多くの法律が成立したが、その実施は全国に普及していないのが現状である。特に民間企業を育て、外国投資を誘致する環境を整えるための法的枠組みの整備、改善は課題として認識している。

外国ドナーの協力としては、UNDP（4プロジェクトが進行中、国会の包括的システム改善に関するプロジェクトは終了済み）、スウェーデン、オーストラリア、日本などが司法省、検察庁、最高裁判所などに対して実施している。

商法は、国会で可決されているが、国際水準には達していないと感じており、まだまだ修正が必要である。

### 2 小規模産業分野での協力について

ラオスにおいては、メコン流域4カ国のうちでも最も豊富な水資源があるため、政府は水力発電への投資を実施し、タイをはじめカンボディア、ベトナムにも輸出するなど成功をおさめている。しかし、持続的な経済発展のためには小規模産業の育成こそが大切であると理解しているが、限られた予算の中で小規模産業育成分野に投資することは難しいため、海外からの投資や援助に期待したい。

### 3 輸入代替産業について

輸入代替産業育成のためには、関税などによる保護が必要なことは理解しているが、多くの国と国境を接しているラオスでは、安い製品が違法に流入してくるのを防ぐことができず、また、原材料を輸入している状態では、貨幣の流出のみが進み、特定産業保護のために投資すべき資本が蓄積されない。

### 4 今後の投資環境整備の方向性について

こうした国内の状況が外国投資家に不安を与えていると感じており、投資環境を整えるためのグッドガバナンスが必要とされていると思う。

また、このような貧困の悪循環を断ち切り、離陸するためには、長期的・持続的な取り組みが必要であり、ラオスはゆっくり確実に進みたいと考えている。

以上

## 議事録

日時：02/02/00 8:30-9:30

場所：ラオス中央銀行(Bank of the LAO PDR)

Mr. Leuan Vongphanakhon, Deputy Director of the Cabinet

Ms. Phoummaly Soripholdej, Secretary of Deputy Director

JICA ミッション側：天野、藤原、古川、椿本、大塩、末武

1. 天野団員の JICA ミッションの目的紹介と調査メンバー紹介

2. ラオス中央銀行の Deputy Director of the Cabinet である Leuan Vongphanakhon 氏のラオス中央銀行の組織及び業務内容の説明

2-1. JICA から受け取った質問票について

・ JICA からのインタビュー調査は、CIC を通じて依頼された。すでに先にもらった質問票に関する回答は、CIC を通じて JICA 事務所に提出済みである。

・ 今回のインタビューは、そのことについての追加的な調査事項の打ち合わせと思っていた。

・ 一般的には話はこの場でお答えするが、それ以上の詳細な質問事項については、質問票を、公式なルートを通じて提出して欲しい。その上で、さらに中銀の専門家も交えて説明が必要な場合は、ミーティングを再設定したい。中銀としては、回答に拒否しているわけではなく、中銀のルールとして、公式に依頼を受けた事項に関し、回答事項をきちんと調査し、必要ならば関係各機関との意見調整も行って、正式なルートで JICA に回答することになっている。

・ 中銀のルールにより、このような場合の録音は、私的な利用に限るものであっても許可できない。

・ 質問は、質問票にし、JICA ラオス事務所経由で、ガバナーもしくは副ガバナーに提出して欲しい。文書にて JICA ラオス事務所宛に回答する。提出先は以下の通りである。

Mr. Soueanh Mahalath, Governor,

Mr. Phouphet Uamphounvong, Deputy Governor,

2-2. ラオスの銀行改革

・ アジ銀の支援により、銀行改革を実施し、現在 8 つある政府系銀行を統合しようとしている。

・ 中銀の管轄下に、7 つの一般向け政府系銀行と、1 つの特殊目的（政策）金

融機関がある。

- ・ 一般向け政府系銀行は、通常の金融業務を一般向けに実施している。大部分は首都ピエンチャン及び主要都市の支店がある程度で、全国展開していない。

- ・ 一方、政策金融銀行である農業銀行(Agricultural Promotion Bank)は、農民及び農産物加工、手工芸品製造小企業向けに低利で資金を融資することを目的とした金融機関で、中小企業振興のために、この機能の充実と現在は県レベルまでしか展開されていない支店展開を村レベルまで広げていきたいと考えている。

- ・ 現在は、この農業銀行の融資対象は、農家及び農産品加工、手工芸に限られているが、いずれは融資対象を、農業用機器を生産する機器メーカー等にも広げていく必要があると考えており、そういった要望も工業手工芸省から受けている。ただ、工業手工芸省自身にこういった企業に支援を行う第一の責任があり、工業手工芸省と協力しながら融資するということになるであろう。

- ・ 更に中銀は、外国の合資による一般銀行及び外国資本の銀行、外国銀行代理事務所を監督している。

- ・ 外国との合資の銀行は2行あり、タイとの合弁の Joint Development Bank の場合、タイが70%、ラオスが30%の資本比率である。

- ・ 外国銀行としては、6つのタイの銀行がラオスで金融事業を実施している。いずれもタイに本店がある。

- ・ また、国際的な銀行として、Standard Chartered Bank がラオスに代理事務所を置いている。

- ・ アジ銀が、ファイナンスがらみの短期的な中小企業振興計画プロジェクトを実施し、すでに終了している。

- ・ ラオス政府の金融改革案では、当初、中銀に金融に関する機能集中を行うものであったが、アジ銀は、この案ではあまりにも中銀に金融機能が集中しすぎると考え、一般銀行の監督は中銀が受け持つが、管理自体は商業銀行の自主性に任せ、外国からの融資も含めた全体の金融枠は大蔵省にというように、機能分散するような改善提案が出された。このため、Establishment of Central Bank Law #5 が改正されたばかりである。また、この改正に伴い、銀行法が、Decree for Commercial Bank in Lao PDR の改定が作業中である。すでに司法省に法案が提出されており、現在、司法省で審議中である。

- ・ 保険法(Decree of Insurance)が現在改定中であるが、この分野は中銀の担当分野ではないので、大蔵省に聞いて欲しい。

- ・ また、担保に関する法整備も準備中であるが、中銀の管轄及び銀行で受け付ける担保は

いわゆる質屋の質草のたぐいは扱わない。質屋や講は中銀の管轄外である。

- ・ 中小企業振興は、ラオス政府も重要政策と考えている分野で、まだ十分法整備がなされていない。そういった意味で、もっと法整備を進めなければならない分野であると考えている。

- ・ 農業銀行が対象としている農村工業以外を対象とする政策金融機関の設立の可能性は何とも言えないが現在は存在しない。機械産業等農業関連以外の産業振興のための金融政策は長期的な将来に必要なかも知れないが、これも現在は存在しない。

### 2-3. 中銀の組織

- ・ 中銀の組織の中に、クレジットに関する政策を策定する部門があり、ここでクレジットの限度額を決めている。

- ・ また、金融機関を監督する部門もあり、ここで政府系の金融機関のみならず、商業銀行および外国資本の銀行、外国銀行の代理事務所の監督を行っている。

- ・ リサーチ部門もあり、JICA の質問によっては、ここを使って調査させる。

### 2-4. 融資

- ・ 中銀から一般銀行への融資はフローティング・レイトを使っている。一般銀行からの融資は交渉次第という世界で、中銀はコントロールしていない。

- ・ 外国からの融資の場合、外国政府あるいは国際融資機関が大蔵省に貸し出し、(従って、受け取り者は大蔵省)、大蔵省が中銀に廻し、中銀から一般銀行(含む、農業銀行)に貸し出す。この場合でかつフローティングレートを適用できない場合は、中銀は手数料を利息として上乘せして一般銀行から徴収している。

- ・ しかし、大蔵省は中銀を経由しないで、直接、例えば農業銀行に貸し出すこともあり、この場合は、中銀は手数料を徴収できない。

- ・ どのルートで資金が回るかは、資金のソースによる。例えば、アジ銀の農

業振興のための融資は、後者のケースで、中銀はこれにタッチしていない。当然ながら、大蔵省と農業銀行との取り決めによる貸しだし利息になっているので、フローティング・レートではないこともある。

- ・ いずれにしても、BIS 規制ではないが、中銀には融資と保有資金のバランスを管理する義務があり、この管理すべき枠の中には外国政府からの融資や国際融資機関からの融資も含まれる。

#### 2-5. 中銀の監査

- ・ 中銀は年に 1 度、外部監査を受けていて、現在は KPMG から監査を受けている。
- ・ まだ 1999 年は会計処理の作業が終了していなく、監査もまだであるが、1998 年は終了して、監査報告書が作成されている。
- ・ IMF の支援で、4 半期毎のレポートを出せるようにがんばっている最中であるが、まだ作業が終わっていないため、まだ 4 半期毎のレポートは出していない。

#### 2-6. 収集資料

- ・ Bank of The Lao PDR Annual Report 1998

#### 2-7. その他の事項

- ・ 農業銀行も含む政府系金融機関の預金高、貸し出し金額、貸し出し残等の情報要求に対して、文書で公式なルートを通じて情報請求を行うように要請された。

Ministry of Labour and Social Welfare (Lao PDR)

1. 日時： 2000年2月2日 14:30～15:40
2. 相手側出席者：  
Laoly FAIPHENGYOA (Chief of Cabinet) 他3名
3. 調査団側出席者： 藤原、古川、天野、椿本、大塩、末武
4. 面談概要

面談は、通訳を介して行った。

Lao PDR の労働法は、1994年4月に公布され、その60日後から施行されている。これは、それ以前の1990年法を廃止し全部改正したものである。公務員を除き、Lao PDR 国内において社会経済的活動を行う全ての労働者及び雇用者について適用される(同法§5)。ILOの指導等に従った。ILOに加盟したのは1964年であるが、活動を始めたのは1993年からである。

本年(2000年)7月1日からは、総理大臣署名による政令によって、従業員10名以上の企業について社会保障制度が開始される。

Lao PDR では、労働力の不足等を補うために外国の熟練労働者(Skilled Worker)を受け入れている。その国籍は39国にも及ぶが大部分はベトナム、タイ、中国の3ヶ国からである。外国の熟練労働者受け入れは歴史的経緯もあるが、技術導入のためということもある。外国人労働者が入国するためには、国際的又は外国による援助プロジェクトのための場合を除き、労働省による事前の承認を要する。また、雇用者は外国人労働者の技能をLao労働者に移転するための詳細な計画書を作成し、その雇用契約が終了した場合はLao労働者に振り替えなければならない。技能労働者を受け入れている業種としては、織物業、建設業等がある。

建設業の他に電機産業において技術移転を受ける必要性が高いと考えている。職業訓練については外国から指導員を受け入れる必要性があり、日本からもボランティアとして来てもらっている。

最低賃金は、現在では月額36,400kipと定められているが、その改定が急激なインフレ率上昇に追いつけないために労働者側に不満が生じている。

労働法規の適用面では、出勤、休憩等の労働時間の管理が十分でないことが問題点となっている。衣料工場では女性労働者が多く、農作物の収穫期にはその規律が守られなくなることが多い。

Lao PDR の学制は、5年の初等教育(義務)の後、中学校3年、高校3年という課程になっている。職業高校も出来ている。

労働行政の重要問題としては、国土の北部、中部、南部に三ヶ所の地方センターを設置することがある。労働問題に関連する情報を他の省庁から収集して労働市場の育成に役立てていきたい。若年労働力を吸収するためには、農業だけでは十分でないので、もっと多くの工場を設置する必要がある。

労働法に定められた通常の労働時間は一日8時間で、週6日労働である。超過勤務は一ヶ月当たり30時間とされているが、作業の特性、季節的変動については労使の協議によって弾力的な対応も可能である。この場合には労働組合又は労働者代表との合意を証する書面を添えて労働省の承認を得なければならない（労働法§27）。超過勤務については、労働法§42に定めるところにより、150%、200%、250%、300%の割増賃金が支払わなければならない。

労使間の労働紛争については、当事者間の話し合いで解決出来ない場合は、調停委員会による調停に持ち込まれる。調停委員会は各 Province に一つずつ設置される。それでも解決しない場合は裁判所による裁決によることになる。

## 5. 収集資料

Labour Law



## 議事録

日時：02/02/00 8:30-9:30

場所：ラオス商工会議所(Lao National Chamber of Commerce)

Mr. Khampanh Sengthongkham, Director Administration

JICA ミッション側：天野、藤原、古川、椿本、大塩、末武

1. ラオス商工会議所の Director Administration である Khampanh Sengthongkham 氏のラオス商工会議所の活動の説明

1-1. ラオス商工会議所の組織と位置付け

・ ラオス商工会議所は、他の国の商工会議所と違って国家組織であり、商業観光省及び工業手工芸省、首相府下に属し、政府と民間の間及び外資と国内企業を橋渡しする機関である。また、党に属している機関であることも特徴である。

・ しかし、国営企業及び民間企業の director が会員となっていて、かつて会員数は約 500 人だったが、政府の方針で、企業の見直しが行われ、現在は 200 名に減っている。会員である各企業からの director は、各企業を代表している。

・ ボードメンバー（理事会）はかつては 11 人であったが、辞めたり死亡したりで、現在は 6 人の理事となっている。会長 1 名、副会長 2 名、繊維産業、農業加工品産業、工業、木材産業の 4 つの産業グループを代表する理事 4 名（1 名は兼任）から構成されている。

・ メンバーは産業別の会（グループ）を作っていて、産業別のグループとして、例えば、観光、建設、ホテル、レストランといったグループがある。

・ 各県にも商工会議所があり、ここがその本部機能も果している。

・ 海外との商工会議所との関係では、ベトナム商工会議所、中国商工会議所、タイ商工会議所、フランス商工会議所等の外国商工会議所と関係を有している。また、タイ商工会議所が経営している商工会議所大学に研修生を送り出して、研修させてもいる。さらに、中国の地方商工会議所である雲南商工会議所とも交流を持っている。

・ しかし、日本商工会議所とは全く交流がなく、日本の市場情報を入手したり、ラオス製品を紹介したりするために、まずは日本商工会議所と親睦条約の締結をしなければならないと考えている。

1-2. ラオス商工会議所が行っている活動

- ・ 市場や製品等のビジネスに関する情報を、メンバー企業及び非メンバーである海外投資家に提供している。例えば、ラオスの主要な輸出品目であるコーヒーに関する情報を交流を持っている商工会議所を通じて提供したり、見本市に出品する仲介を行ったり、逆にコーヒーに関する海外情報を収集してメンバーに提供している。ちなみに、ラオスのコーヒーは現在フランス、ドイツ、ポーランド等ヨーロッパ諸国に輸出されている。
- ・ また、ラオスでどうビジネスをするかに関するノウハウを無料で提供している。
- ・ さらに、政府の政策や通達をメンバーに知らせるという役割も担っている。
- ・ また、政府と民間の中間的な位置にあり橋渡しの役割を担っているため、民間側や企業側の意見調整を行った上で、政府にそれを伝えたり、双方の意見調整の役割を行う。このような意見調整の例として、例えば、繊維産業関係では、ラオスはクォーターで国全体の輸出割当を与えられているが、その各工場への生産枠分配の調整を行った。さらに、優遇措置が国営企業と民間企業で差があるというクレームを受け、あまり差がないような調整を行った。
- ・ 会員企業へのトレーニング等を行っていない。経営技術紹介等のトレーニング等を実施したいのだが、人材がいなくできない。海外の商工会議所の活動情報や商工会議所運営の知識の獲得も含め、もっと商工会議所の機能を強化していくためには人材が必要がある。
- ・ そういった意味で、まだ、ラオス商工会議所はスタートしたばかりの状態である。

### 1-3.ラオスの企業及び産業が抱えている問題点

- ・ 党の方針で、ラオスは農業中心で行くことが決まった。工業振興に焦点を当てないことに方針が決まった。
- ・ 外貨獲得産業としては、縫製産業しかない。縫製産業は先進国のクォーターのおかげで存在できているようなもので、クォーターが無くなった場合、繊維産業そのものがラオスでなくなることもありうる。しかし、ラオスの強味がある輸出産業は、縫製、コーヒー、鉱物、電気ぐらいしかない。電気も、タイには売電しているが、ベトナムや中国、一部のタイとの国境地域は逆にベトナムや中国、タイから電気を買っている。工芸品は可能性がある産業だと思う。しかし、2次産業にはこれといったものがない。例えば建設ブームなので、セ

メントや鉄パイプ、塩ビパイプ等の建設資材の需要はあるが、ラオス内で製造しようにも設備もノウハウも無く、またタイ等で簡単に調達し持ってこられるので、育成が難しい。タイや中国といった周辺諸国はこのような消費財の生産能力がけた違いに大きく、ラオスでは全く太刀打ちできない。

・ 約 50 社ある縫製工業（会社）は、全部が輸出向けの製造を行っていて、国内市場用の生産を行っていない。縫製産業は先行きが保証されているわけではなく、クォーターを廃止されたらそれっきりなので、何とか政府は国内市場用にも生産をさせたいと方向転換をさせようとしているが、なかなか難しい。1 つには工場がそういったマインドを持ってくれないし、価格面で国内に流通させられるだけのコスト削減ができない。国内で流通しているのは中国製かタイ製ということで、国内市場では外国製品に勝てない。

・ また、輸送に関しても、タイの輸送業者に輸送を独占されていて、ラオスの輸送業者がタイを通過して港まで運送できなく、タイの業者が輸送を独占している状態なので、なかなか輸送価格交渉も難しい。一応相互乗り入れ条約で、ラオスの輸送業者もタイに乗り入れることが可能ということには建前上になっているが、タイは全くラオスの運送業者の乗り入れを許可してくれない。これでもかつてはタイの輸送業者は 1 社の独占だったのが、5 社に増えてきて、改善された方である。

#### 1-4. 請求資料

・ 以下の資料を請求したが、JICA 事務所を通じて提供するということが、その場では入手できなかった。

一 商工会議所紹介パンフレット

一 商工会議所のアニュアルレポートもしくはディレクトリー（会員名簿）

## 議事録

日時：02/03/00 11:00-12:00

場所：NERI: National Economic Research Institutes

Dr. Suphanh Keomixay, General Director

JICA ミッション側：天野、藤原、古川、椿本、大塩、末武

### 1. 天野団員の JICA 調査団メンバー紹介

### 2. NERI の General Director である Suphanh Keomixay 博士の NERI の活動紹介及びラオスの国家計画説明

#### 2-1. NERI の活動

- ・ NERI は 3 年前に創設された研究機関で、ラオスの経済調査、分析、国際経済の分析及びラオス経済の予測、経済開発計画策定、経済規制の作成、ラオス社会経済開発の評価とモニタリング、メコン流域開発計画、ASEAN 開発計画への参画を行っている。
- ・ 最近では、アジア危機の影響がラオスにどのような影響を及ぼしたかどうか調査した。
- ・ 世界がグローバリゼーションの方向に動いている中で、ラオスもグローバリゼーションの動きに合うような変化を行っていかなければならない。
- ・ グローバリゼーションの動きに適合し、社会問題が起きることを避けながら、健全な発展を遂げるために、社会経済開発は重要であり、その開発計画を行うのがこの機関の役割である。ここで開発戦略を策定し、党及び政府に提出する。

#### 2-2. ラオスの中長期国家計画

- ・ 20 年間の、"Vision of 20 Years" という長期計画を策定し、ASEAN のメンバーに紹介し、調整を行っている最中である。従って、まだこれはドラフトであり、完成していない。
- ・ こうありたいというヴィジョンを描いたもので、目標として、LLDC からの脱却を置いている。
- ・ ヴィジョンの主な項目は 3 つあり、1 つは経済開発戦略、2 つ目は社会経済開発のバランス、3 番目は国内産業の保護で、この 3 つが基本となるコンセプトである。
- ・ ラオスは計画経済から市場経済へ移行しようとしていて、そのため、市場

経済のモデルについていろいろ調査した。市場経済のモデルと言っても、アメリカ型もあればヨーロッパ型やアジア型があり、それぞれ一長一短がある。また、ASEAN や AFTA 加盟と加盟国との親和性のことも要素として考えなければならぬ。

- ・ ただ一番重要なことは、社会開発と経済開発のバランスを健全に保ちながら発展を遂げていくことで、そういった意味では、急速な開発や発展は望ましくなく、ゆっくりでも確実に安定した社会経済開発が重要であることは認識している。例えばタイで起きているような社会問題をラオスで起こしたくはない。タイには2つのタイがあり、豊かすぎるバンコクと貧しすぎるイーサン等のバンコク以外のタイがありその格差が大きく、さまざまな社会問題を引き起こしている。経済開発は重要だが、こういった極端な格差をラオスでは引き起こしたくない。また、十分な就労キャパシティが確保されないまま都市への人口集中が起き、麻薬やスラム化といった社会問題が起きている都市もあるが、そういった社会問題をラオスでは引き起こしたくないと考えている。従って、経済開発を社会開発とバランスを保ちながら実施していくことが非常に重要である。

- ・ 3番目の国内産業の保護だが、ここも政府がきちんと保護していかなければならない分野である。経済発展には外国投資が必要だが、うまくモニタリングしていく必要がある。

- ・ これらの3つのコンセプトに沿って、以下の8つの主要な計画を立ち上げようとしている。食料増産、商業製品開発、植林、地域開発（農村開発）、インフラ開発、人材開発、サービス産業開発、援助受入計画。

- ・ 食料増産は、農業生産を向上させると共に、換金作物の開発や増産を目指している。例えば、コーヒー、茶、コーン、米といった換金作物をプランテーションで開発できないか考えている。

- ・ 商業製品開発は、現在ラオスは自給自足状態なので、余剰農産物が出て市場に流通していかない。また、逆に、余剰農産物を市場に流通させるためには、何らかの商品化を図らなければならない。国内市場で売れるように商品化する必要があり、それを推進しようとしている。

- ・ 植林は、ラオスは森林資源が豊富だが、輸出ばかりで植林していかないと森林資源が損なわれてしまう。

- ・ 地域開発は、農村部を開発し、都市部と農村部の格差を少なくすることを目的としている。

- ・ インフラは、交通道路、通信といったものだが、現在は、地域の市場を物資を流通させるための交通インフラすら整備されていない状態である。地域開発を推進していくためにも、商業製品開発を行い、ラオス製品を国内流通させていくにしろ、さらには輸出していくにしろ、インフラの整備は重要である。
- ・ ラオスの経済状態は、国際貿易では輸出金額は輸入金額の半分以下であった。このような状態なので、早急に輸出可能な商品を開発していく必要がある。現在、輸出に貢献しているのはタイへの売電ぐらいである。
- ・ 1996-2000 の第 1 次 5 ヶ年計画では、1999 年は GDP を 8%増加させる計画だったが、アジア危機のせいもあり、実際には 5~6%の増加見込みである。ただラオスは基本的に農業国であり、農業の GDP への貢献率は約 50%もある。こういった状況ではどうしようもないので、世銀の協力を得て、マクロ経済計画を策定中で、これに伴い、財務管理システムの強化、金融改革の推進、マネタリー・コントロール・システムの確立といったアジャストメントが必要になってくる。金融改革では、中銀の改革、国営銀行のリフォーム、管理システムの確立を行おうとしており、輸出入管理や国境貿易の取締り等を強化していく必要がある。
- ・ また、外国投資の法整備が必要で、もっと民間企業にインセンティブを与え、来て欲しい企業に魅力的な環境を整備していく必要がある。まだまだクレジットのシステムもなく、マーケットのシステムもなく、トレーニングしていくシステムもないので、メカニズムをきちんと作り動かすための法整備を進めていく必要がある。

### 2-3.ラオスの中小企業振興の可能性

- ・ ラオスの中小企業の可能性として、手工芸製品と観光をうまく結び付ければ、この分野はそこそこ行くのではないかと。何かそういった結び付くシステムを構築したい。
- ・ UNDP が中小企業振興にフォーカスした開発計画を策定するようにリコメンドしている。
- ・ ラオスの国家計画策定プロセスは 2 段構えで、中央政府特にこの NERI が所属している SPC が全体の計画の枠組みを策定する。各省庁でもそれぞれ計画を策定する。そして、中央政府として、ここを開発の優先地域にしようとか、開発優先項目といったものを予備的に決める。ラオスには 17 の県と 1 つの特別

区がり、そこでも開発計画が策定される。各県でも、ここを開発優先地域にしたいといった計画が立てられる。これをお互いに持ち寄り、調整し、最終的に5ヶ年計画にまとめられる。

#### 2-4.ラオスの第2次5ヶ年計画について

・ 第2次5ヶ年計画は、これからセミナーを開き、説明し、調整しようとしている段階なので、ドラフトは中央政府の構想のみでまだまとまっていないので、提供できない。セミナー資料もまだラオス語のまま、まとまっていないので、3月以降でないと提供できない。

・ 先の20年の長期計画の中で、特に農業開発とインフラ整備、農村開発が重点項目である。特に道路インフラが非常に重要で、ベトナム、ラオス、カンボジアの東西回廊構想がラオスの経済発展の鍵になる。ここがうまく整備されれば、観光開発と、観光に関連する食品や特産品を加工する中小企業や手工芸品を生産する中小企業といったものとうまく結び付けていくことができるのではないか。さらに、ラオスはインドシナ地域の中央部に存在するので、集配置としての機能に一番有利である。ラオスは中国、ベトナム、カンボジア、タイの中央にあり、ここを基地とすることで非常に有利にタイ、カンボジア、ベトナム市場に物資を供給できる。

#### 2-5.収集資料

・ 国家計画委員会、1999-2000年経済社会開発計画、1999.9.30-10.14 国会第4回分会にての承認資料、ヴェンチャン、1990.10（ラオス語）

・ State Planing Committee, National Economic Research Institutes, Economic Management in term of Economic Down turn, Report on Workshop at Novotel Hotel, Vientiane, Lao PDR, supported by JICA, Vientiane, Lao PDR April, 1999

・ State Planing Committee, National Economic Research Institutes, Impact Report on The Impact of AFTA Accession on the Lao Economy: Case Study on the Lao Cement Industry, Vientiane, July 1999

## Ministry of Justice (Lao PDR)

1. 日時： 2000年2月3日 14:00 ~15:30

2. 相手側出席者：

Houy PHOLSENA (Director of Cabinet)

3. 調査団側出席者： 藤原、古川、天野、椿本、大塩、末武

4. 面談概要

ラオス MoJ では、日本の法務省との交流もあり、自分自身も研修団の一員として日本を訪問した。名古屋大学も訪れた。

Lao PDR の法律体系は、Lao の伝統や慣習、フランスの植民地統治により形成されてきたが、1975 年以降はソヴィエト流の社会主義イデオロギーが採択された。しかしながら、1980 年代中期以降は、隣接する 베트남 や中国において起こった法律経済の移行体制による影響を受けてきた。Lao PDR の法律体系は、こうした全ての歴史的経緯を包含しつつ、市場経済への移行を進め、ASEAN 諸国との協調を強めたいという、近年の Lao PDR 自身の国家経済的必要性によって発展している。

Lao PDR での 1980 年代で最初の法律整備は刑法(Penal Code)であった。1990 年からはフランス人専門家の指導を得て民事法の整備を進めた。

Lao PDR では、フランス法の伝統を有することもあり、原則として Common Law にはよらず、Civil Law (大陸法) に基づく法整備を進めてきた。ただし、Civil Code(民法典) に全ての民事法規を集約するという形式はとらずに、相続法、家族法、契約法、不法行為法と分野毎に法律を策定している。この他に企業法、破産法がある。

最近では、(民事)契約法の他に、商事取引法を整備すべきであるという議論が起きてきている。

近年では、Civil Law (大陸法) と Common Law の差も少なくなってきたおり、そうした法体系にこだわらず、各国の法律を参考にして立法を行っている。

1986 年には法曹界の人材を育成するために Vientiane Law School が設立された。当初は MoJ の管轄であったが、1995 年に政府の方針により、教育省の管轄である国立大学の一学部となった。これと同時に学部名も政治法律学部となった。法律、行政、政治経済の三類に分かれている。法学士取得のための修了年限は 5 年である。1 年は予備課程で、4 年間で法学教育を行っている。

それ以上の学位を取得するためには、海外留学ということになるが、ラオスでは、年代によって留学先が変遷している。第一の世代はフランスへ、次の世代はソヴィエトへ、



そして最近の世代はオーストラリア、タイ、ヴィエトナム、日本等の様々な国に留学している。

Lao PDR では、一党制(Lao People's Revolutionary Party)を採っているが、今のところそのため政情も安定しており、長所の方が大きいと考えている。国会は一院制で議員定数は 99 である。全国人口は 500 万人余であり、平均的には人口 5 万人毎に一人の割合となる。

MoJ は、国会へ提出される全ての法案についての最終的責任を負うが、各所管大臣も法案作成について中心的役割を担う。各所管大臣はその法案の対象とする分野についてより精通し、専門的知識を有しているからである。しかしながら、各所管省庁では法案起草に熟達した職員に欠けるため、MoJ が法案の作成について主たる調整者としての役割を果たすことになっている。MoJ は、全ての法案について、その憲法適合性や、標準的な法律様式や既存の法律との整合性について審査することになっている。

MoJ の職員の内 60% は法律専門家ではなく、一般事務職である。

国会で成立した法律は 30 日以内に大統領名で公布される。公布は官報(Official Gazette)によって行われる。

司法制度は、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所の三審制を採っている。

最近成立した法律としては、環境法、土地法、森林法、水法、電力法等がある。地方行政法や商事取引法の他に航空法が未整備であり、整備を急ぐ必要がある。

Lao PDR にとって、内陸国であるということは、周辺国から労働力を得やすい、土地に余裕がある、周辺国に輸出しやすい等の長所を持つと考えることもできる。

## 5. 収集資料

Lao Law Report (Dirksen Flipse Doran & Le, 1997)

Overview of the Lao Judicial System (1998)

## 6. 参考

Lao PDR では、1988 年以來、以下のように憲法の他合計 34 の法が制定された。

Constitutional Law No.1 (1991)

Foreign Investment Law (1988) (amended in 1994)

Economic Crimes Law (1988)  
Criminal Code (1990)  
Criminal Procedure Code (1990)  
State Bank Law (1990)  
Extra-Contractual Obligations (Tort) Law (1990)  
Civil Procedure Law (1990)  
Contract Law (1990)  
Inheritance Law (1990)  
Family Law (1990)  
Business Law (dealing with corporate and related entities) (1994)  
Bankruptcy Law (1994)  
Secured Transactions (mortgage and suretyship) Law (1994)  
Domestic Investment Law  
Banking Law

5ヵ年計画(1996-2000)で法案提出が予定されていたのは次の34の法律であった。

1. Land Law
2. Forestry Law (1996)
3. Water Law (1996)
4. Check Law
5. Electricity Law
6. Mining Law
7. Commercial Law
8. Economy/Special Zones Law
9. Government Assets Law
10. Wildlife Law
11. Industry Law
12. Handicrafts Law
13. Education Law
14. Culture Law
15. Communications law
16. Surface Transportation Law
17. Posts Law
18. Urban Planning Law
19. Civil Servants Law
20. Local [Government] Authorities Law

21. Tourism Law
22. Office Of Economic Dispute Resolution Law
23. Judicial Police Law
24. Lawer Law
25. Prison Law
26. Execution Of Court Decisions Law
27. Intellectual Property Law
28. Environmental Law
29. Securities Law
30. Public Health Law
31. Food And Drugs Law
32. Addictive Drugs [Narcotics] Law
33. Civil Aviatin Law
34. Procurement and Construction Law

## UNDP (Lao PDR)

1. 日時： 2000年2月4日 8:30 ~10:00
2. 相手側出席者：  
Yvonne Helle (Assistant Resident Representative Governance)  
Mitsuhiko Inaba (Financial Resource Manager)
3. 調査団側出席者： 藤原、古川、天野、椿本、大塩、末武
4. 面談概要

Lao PDR が市場経済への移行を始めた 1990 年代以降、UNDP はその法制度と Rule of Law の確立について支援と協力を行ってきた。

その後、Lao PDR も形式的には相当の法整備が進んだものの、その施行状況についてはまだまだ十分なものとは言えない。

法律が国会で成立し施行されてもその公布状況は十分ではない。法律が新規に制定されたり改正されても、末端の裁判官の大半がその内容を十分に承知していないというような状況さえ見られる。

Lao PDR の現状は、Rule of Law というよりも、いわば Rule by Law とでも言うべき状況である。法律関係業務に携わる人材育成は十分ではない。憲法では権力分立を規定しているが、実態はそうした理念からは離れている。公務員の形式主義(red tape)もかなりひどい。

EBRDでは、モデル法的手法も使われているというが、Lao PDR ではそうした手法は必ずしも受け入れられないだろう。ただし、今後は、WTOやASEANの要件に従っていくべき部分が増えてくることは当然であろう。

現在の Lao PDR では、司法の果たす役割は大きいものではなく、紛争の 80~90%は、村等の地域共同体内部の調停(mediation)によって解決されていると言われる。

(法人) 税率の変更については(英字)新聞にも公告が掲載されており、公布なしに実施されるというようなことはない。

UNDPでは、Lao PDR において、1990 年代以降、法制度整備のための幾つかのプロジェクトを支援してきたが、特にSME対策として特定したプロジェクトに協力したことはない。企業法制一般の整備、すなわち市場経済社会の基礎を構築するということがまず必要であると考えている。

UNIDOでは、インドシナ3国の産業戦略についての草案等も作成しているようだ。ESCAP(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)でも輸出戦略を策定している。

法制度等の整備については、北欧諸国の協力も増加している。

## 5. 収集資料

- Assessment of The Lao Legal Framework (UNDP, 1997)  
Lao Law Report (Dirksen Flipse Doran & Le, 1997)  
Seminar on The Implementation of Treaties and Conventions (UNDP, 1999)  
Strengthening The Institutional Foundation For The Rule of Law in The Lao PDR  
(UNDP, 1998)  
Strengthening The Foundations For Implementation of The Rule of Law  
in The Lao PDR (UNDP, 1999)  
Strengthening The Judiciary in The Lao PDR (UNDP, 1999)  
Strengthening The Office of The Public Prosecutor (UNDP, 1999)

## 6. 参考

### 【法の支配(Rule of Law)】

法の支配は法治主義とは異なる。法治主義という言葉も人によって若干用法を異にしているが、基本的には、統治が議会の制定した法律によって行われなければならないとする原理であるといつてよい。これに対して、法の支配は、統治される者だけでなく統治する者も〈法〉に従うべきであるということの意味する。そこでの〈法〉には、議会が制定した〈法律〉を超えた、自然法的な響きがこめられることになる。そのような〈法〉が、統治の各面を支配すべきだというのが、法の支配の精神の真髄なのである。

法の支配は、しばしば、英米法の基本原則の一つであるとされる。法の支配の精神は、若干の時期を除いて、イギリス、アメリカの統治機構およびそれに関する法制度・法準則の形成と運営に対する導きの星としての役目を果たしてきた。しかし、それを具体的な実定法上の原理として表現しようとする時、どうしても、特定の国の特定の時代に即しすぎたものになるという難点を伴うように思われる。  
(世界大百科事典・抄)

ラオス国会計事務所面談記録 2月4日午前

会計事務所側；Mr.Darouny Ratanavong ( Managing director ), Ms Darakone

Pathammavong ( Director general )

ミッション側；天野、藤原、古川、椿本、末武、大塩

1989年に開放市場経済体制に移行した。民間の投資が始まり、クライアントが少し増え始めた。業務として外国投資家の申請支援・セクター調査・翻訳等がある。

今日の議論ととして、外国からの投資申請について審査時間が掛かりすぎる。60日以上だろう。規則 (degree) の適用が複雑で、またいろいろな窓口に引き回されることもある。法律の解釈が変わることがある。セミナーが行われても招待状が不足して連絡がこないことが度々である。ラオスの通貨 Kip が不安定で弱くインフレ傾向が外国投資家にはマイナスである。

ラオスの会計はフランスの会計基準をもとにラオスに合う基準を作成した。大学で会計を専攻する会計技術者は 150 人ぐらいいる。商業専門学校で会計の3か月コースを受講している人や、6か月コースで監査まで勉強している人もいる。しかしまだ法律で会計士制度や監査制度まで決めていない。会計基準の充実も必要である。ラオス会計基準と国際会計基準の違いは表にまとめて後日送付する。いまラオスの中央銀行は ADB の監査を受けている。(ADB が大手国際会計事務所に監査を依頼している。) まだまだ世界的に信頼されていない。

ラオスの次の5ヵ年計画はまだ発表されていない。民営化として新たな商業銀行を設立することは可能と思う。でも希望者はいないだろう。土地建物の担保評価はむずかしい。土地の使用権の評価は可能かもしれない。土地使用にも制限がある。インフレ傾向なので Kip 通貨での会計では利益計上しているが、US ベースやパーツベースでは利益が出ないことになる。ここでは銀行以外に中小高利貸しがいて銀行貸出金利の 2.5-3 倍の金利で貸し出しをしている。

収集資料； 会計事務所業務案内パンフレット